# 第５期いの町障害福祉計画
# 第１期いの町障害児福祉計画
# （案）

平成30年度～平成32年度

平成30年　月

いの町

# 第５期八の町障害福祉計画
# 第１期八の町障害児福祉計画

（案）

平成３０年度～平成３２年度

# 目　次

第１部 総　論
１．計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３．計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５．計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）関係部署相互の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）団体、事業者との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）広域的な連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（４）国の障害施策等の動向に対応した見直し ・・・・・・・・・・・・５
（５）障害児支援の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（６）計画の進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第２部 各　論
１．障害福祉サービス等に関する数値目標
（１）地域生活への移行目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）一般就労への移行目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）障害児支援の提供体制の整備目標 ・・・・・・・・・・・・・・１１
２．障害福祉サービスの見込量と確保のための方策
（１）訪問系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）日中活動系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（３）居住系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（４）相談支援系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（５）障害児支援系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
３．地域生活支援事業
（１）必須事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）その他（任意事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
参考資料
１．計画策定経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２．いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・４０
３．いの町自立支援協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
４．いの町障害者計画及び障害福祉計画策定
ワーキングチーム設置要綱 ・・・・・・４６
５．いの町障害者指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
６．各種手帳の交付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
７．在宅生活をしている障害のある人へのニーズ調査 ・・・・・・・・・５１

# 第１部　総論

## １．計画策定の趣旨

町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）※1」第８８条に基づき、平成２７年３月に「第４期障害福祉計画」（平成２７年～平成２９年）と、平成２５年３月には障害者基本法に基づいて、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本理念や基本目標等を定めた「第２期いの町障害者計画」(平成２５年～平成２９年)を策定し、各種施策と障害福祉サービスを展開してきました。

平成２８年５月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成３０年４月から施行される同改正法では、障害のある人※2が望む地域生活を支援するためのサービスとして「自立生活援助※3」、「就労定着支援※4」が新たに盛り込まれるとともに、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。

また、きめ細かな障害児支援の実施を図るため「居宅訪問型児童発達支援※5」の新設や「保育所等訪問支援※6」の支援対象の拡大が行われたことに加えて、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村において「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

障害者総合支援法第８８条に基づく「第５期障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条に基づく「第１期障害児福祉計画」は、「障害福祉計画・障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）として一体的に策定することとし、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、国の定める基本指針※7（平成１８年厚生労働省告示第３９５号：平成２９年３月３１日改正）（以下、「基本指針」という。）に則し、障害のある人に対して地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」及び、「児童通所支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成３２年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 用 語 解 説

※1 障害者総合支援法

障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

※2 障害のある人

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（本計画では、「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

社会障壁は、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※3 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人に、定期的に居宅を訪問し、日常生活上の課題や問題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談要請に随時対応する。

※4 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、障害者との相談を通じて課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

※5 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行う。

※6 保育所等訪問支援

障害のある子どもが通う保育所、幼稚園等へ出向き、本人や訪問先保育所等のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行う。

※7 基本指針

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針。

# 2. 計画の基本的理念

国が示す基本指針では、障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念として次の５つが掲げられています。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

町においては、第３期いの町障害者計画において「ノーマライゼーション※1」、「共生」を基本理念として掲げています。

本計画では、町の基本理念を踏まえ、国が示す基本的理念の下、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

◆いの町障害者計画の基本理念

ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人、ない人、高齢者、子ども、すべての人が安全に、生き生きとした生活が送れ、互いに支え合い、共に生きるために、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーション※2（医学的、教育的、職業的、社会的等）の立場から協力しあい、人にやさしい共生のまちづくりの実現をめざします。

用語解説

※1　ノーマライゼーション

障害のある人が、地域社会の中で障害がない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方

※2　リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すとの考え方

## 3. 計画の位置付け

### （1）法的位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。

### （2）他の計画との関係

本計画は、高知県の計画との整合性を図りながら、障害者基本計画に基づく障害者計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等との整合を考慮し、策定するものです。

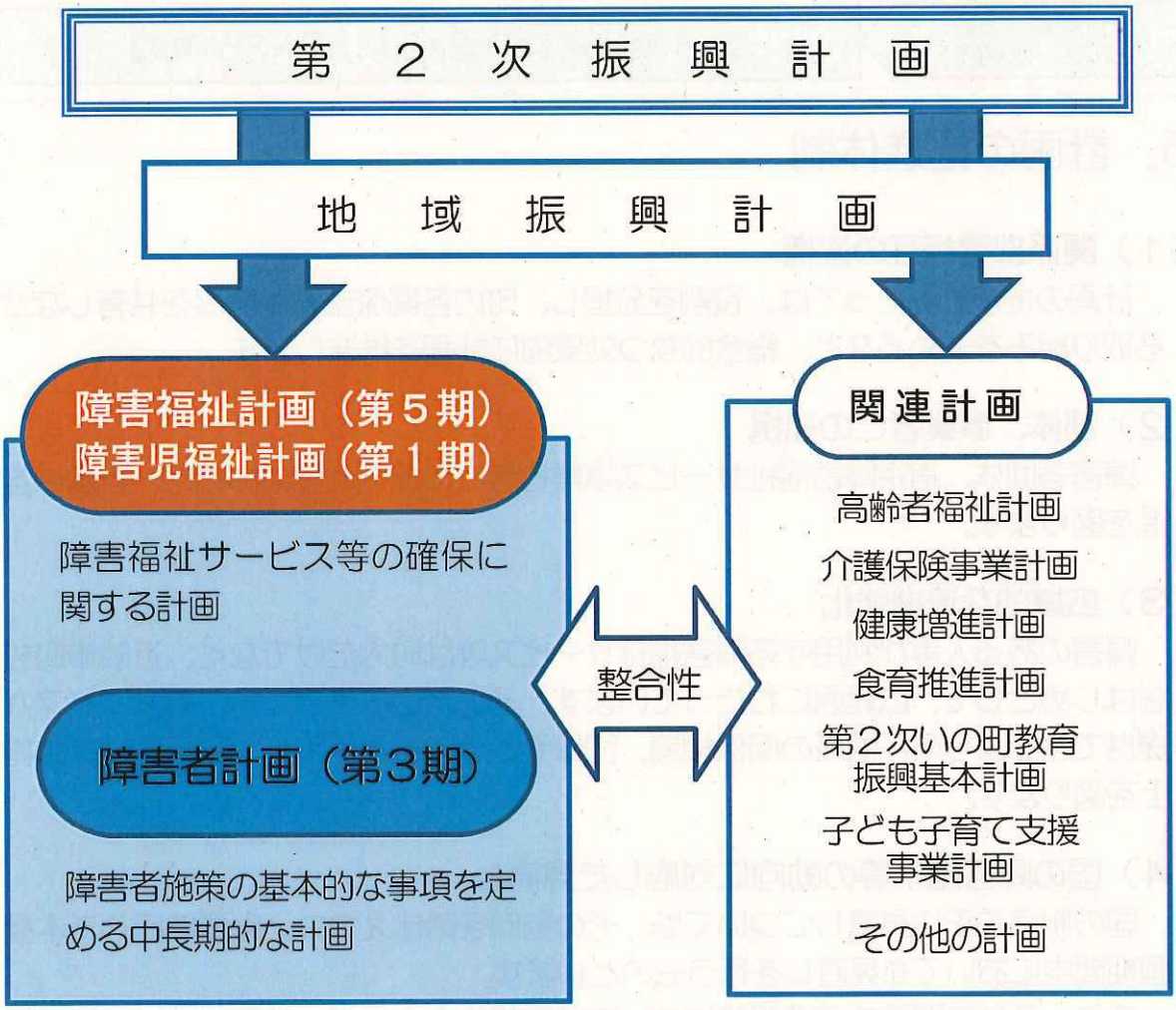

## 4. 計画の期間

市町村障害福祉計画は、３年ごとの計画策定が基本指針により定められています。本計画は、平成３０年度から平成３２年度までの３年間を計画期間としています。

## 5. 計画の推進体制

### （1）関係部署相互の連携

計画の推進にあたっては、役割を分担し、町内各関係部署が情報を共有しながら取り組みを進めるなど、総合的かつ効果的に計画を推進します。

### （2）団体、事業者との連携

障害者団体、指定障害福祉サービス事業者等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

### （3）広域的な連携強化

障害のある人等が利用する障害福祉サービス等は町内だけでなく、近隣市町村をはじめとして、広範囲にわたっています。そのためニーズに合ったサービスが提供できるよう県、圏域の関係機関、団体等との連携を強化し福祉サービスの向上を図ります。

### （4）国の障害施策等の動向に対応した見直し

国の制度改正や見直しについては、その動向を踏まえつつ、必要に応じて本計画期間中においても見直しを行うものとします。

また、それに関連する情報等については広報やホームページ等において情報提供を行い、障害のある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業者が参入しやすい体制づくりに努めます。

## （5）障害児支援の体制整備

障害児支援の体制整備にあたっては子ども・子育て支援法に基づく施策を推進する教育委員会や母子保健と連携を図り、教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、幼児期から学校卒業まで居宅介護等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援の専門的な支援を確保します。また、学校卒業時において、切れ目なく支援が引き継がれ障害福祉サービス等が利用できる体制を整えていきます。

## （6）計画の進捗管理

いの町地域自立支援協議会※にて、計画を推進していきます。障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じていきます。本計画の進捗管理は、次のとおり行っていきます。

### ア　計画におけるＰＤＣＡサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

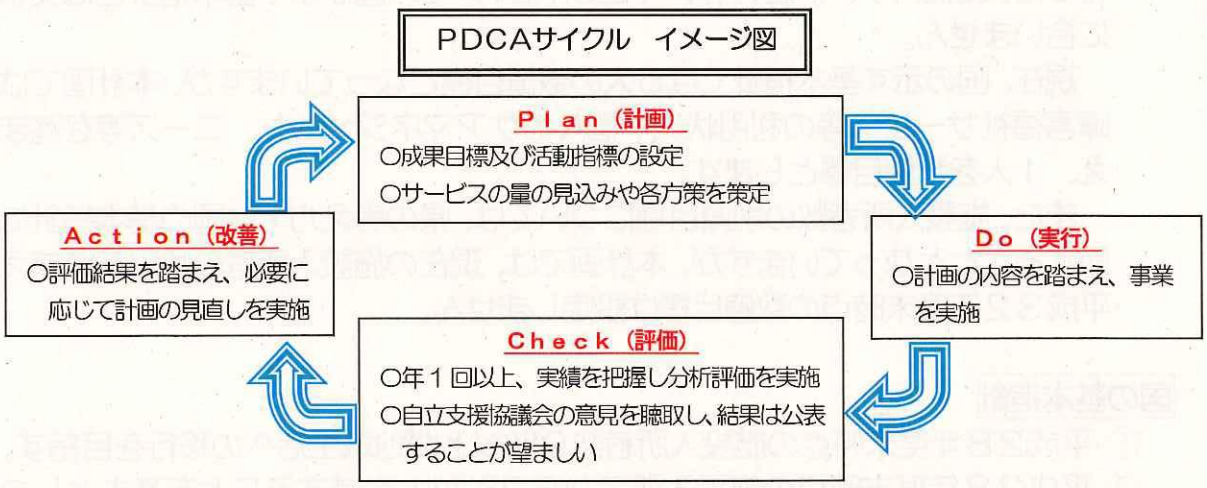


### イ　点検・評価結果の反映

地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案を受け、計画の見直し等、施策に反映していきます。

---

用　語　解　説

※　いの町地域自立支援協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための組織であり、町では個別支援会議・定例会・全体会のことをいう。

# 第２部　各論

## １．障害福祉サービス等に関する数値目標

国が示す基本指針に基づき「地域生活への移行」、「一般就労への移行」及び、「障害児支援の提供体制の整備」に関する平成３２年度における数値目標を定めます。

### （１）地域生活への移行目標

#### ア　福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行をすすめる観点から、入所施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等への移行数を見込み、数値目標を設定します。

国が示す基本指針では、施設入所者数の９％を地域生活に移行させることとしています。第４期計画では、いの町の実状に合わせ、平成２９年度末までに地域移行する人数を３人と目標設定しました。しかし、計画期間中に地域移行した人数は１人（H27.4.1～H29.7.31）で、国が示す基本指針とは実状に合いません。

現在、国の示す基本指針では５人の数値目標となっていますが、本計画では、障害福祉サービス等の利用状況や個々のケアマネジメント、ニーズ等を踏まえ、１人を数値目標とします。

また、施設入所者数の削減目標については、県の考え方では国の基本指針に即することとなっていますが、本計画では、現在の施設入所者の状況を踏まえ、平成３２年度末時点の数値目標は設定しません。

**国の基本指針**

① 平成２８年度末時点の施設入所者数９％以上が地域生活への移行を目指す。
② 平成２８年度末時点の施設入所者から２％以上削減することを基本としつつ、地域の実状に応じて目標設定する。

【数値目標の設定】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|---|---|
| 平成２８年末時点の入所者数（A） | ５１人 | 平成２８年末時点の施設入所者数 |
| 目標年度末入所者数（B） | ― 人 | 平成３２年度末時点利用人員 |
| 削減見込（A－B） | ― 人<br>― ％ | 差引減少見込み数 |
| 地域生活移行者 | １人 | 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 |

### イ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院中の精神障害者が地域生活へ移行するにあたっては、精神科病院や地域の援助者による努力だけでは限界があるとして、国は、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進を基本指針とし、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標に位置付けました。

本計画では、国・県が示す精神病床に１年以上入院している患者の地域移行目標数に基づき、圏域の状況や長期入院患者の状況を踏まえ、協議の場の設置を地域自立支援協議会において検討していきます。

**国の基本指針**

① 各市町村において、平成２９年６月末日現在、精神病床に１年以上入院している患者数は、下記の表のとおり。平成３２年度末までに６５歳未満及び６５歳以上のそれぞれの人数の地域移行を目指す。

② 全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院・診療所・訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

いの町・障害保健福祉圏域※　市町村別　精神病床患者数

| 町村名・障害保健福祉圏域名 | １年以上入院患者（人） | | | 地域移行に伴う基盤整備量（人） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 65歳未満 | | 65歳以上 | | 合計 | |
| | 65歳未満 | 65歳以上 | 合計 | 最少 | 最大 | 最少 | 最大 | 最少 | 最大 |
| いの町 | 20 | 42 | 62 | 4 | 5 | 8 | 11 | 12 | 16 |
| 中央西圏域 | 287 | 712 | 999 | 60 | 79 | 134 | 185 | 194 | 264 |

【目標の設定】

| 項目 | 目標 |
|---|---|
| 精神障害に対応した、関係機関の協議の場の設置 | 平成３２年度末までに、精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた医療・保健・福祉による協議の場の設置に努める。 |

用　語　解　説

※　障害保健福祉圏域

県の障害福祉計画・障害児福祉計画における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域。二次保健医療圏及び高齢者保健福祉圏との整合を図り定めている。中央西圏域：高知市、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村。

### ウ　地域生活支援拠点等の整備

国が示す基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、平成３２年度末までに障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援機能を更に強化するため、グループホーム又は障害者支援施設に機能を集約した地域生活支援拠点等の整備が目標に位置づけられました。

本計画では、圏域内における整備の動向や町内での既存の障害福祉サービス等の整備状況等から必要性を地域自立支援協議会において検討していきます。

**国の基本指針**

① 平成３２年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備する。

【数値目標の設定】

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 【目標値】<br>地域生活支援拠点等の整備<br>（圏域及び面的な体制整備含む） | １か所 | 平成３２年度末における障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数 |

## （2）一般就労への移行目標

### ア　福祉施設から一般就労への移行

※この目標にかかる「福祉施設」は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の施設を指します。

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成３２年度に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

第４期計画では、平成２９年度において福祉施設から一般就労へ移行する人数を１人と目標設定しました。

本計画では、障害福祉サービス等の利用状況や個々のケアマネジメント、ニーズ等を踏まえて２人を数値目標とします。

**国の基本指針**

① 福祉施設を退所し一般就労へ移行する者を、平成２８年度の年間移行実績の１.５倍以上とする。

【数値目標の設定】

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 目標年度の一般就労移行者数 | ２人 | 平成３２年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数<br>※平成２８年度実績　２人 |

### イ　就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率

平成３２年度末における就労移行支援事業の利用者数を国が示す基本指針及び障害福祉サービス等の利用状況を踏まえ、平成２８年度末における利用者数と同じ６人を数値目標とします。また、町内に就労移行支援事業所がないため、就労移行率が３０％以上の事業所数の数値目標は設定しませんが、町内への事業所の誘致等の検討をしていきます。

**国の基本指針**

① 平成３２年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成２８年度末時点の利用者数の２０％以上増加することを目指す。

② 平成３２年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３０％以上の事業所を全体の５０％以上とすることを目指す。

【数値目標の設定】

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 | ６人 | 平成３２年度末における就労移行支援事業の利用者数<br>※平成２８年度実績　６人 |
| 就労移行率が３０％以上の就労移行支援事業所の割合 | ― | 平成３２年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３０％以上の事業所を全体の５０％以上 |

## （３）障害児支援の提供体制の整備目標

### ア　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国が示す基本指針では、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から関係機関が連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるとし、地域の中核的な支援施設の役割として児童発達支援センターの整備を図るとともに、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制づくりを目標に位置付けました。

現在、児童発達支援センターの機能を有している、高知県立療育福祉センターが圏域内に整備されていますが、相談待ちの状況が続いています。

今後は、障害児数の動向、障害児通所サービスの整備状況等から必要性をいの町地域自立支援協議会において検討していきます。

**国の基本指針**

① 平成３２年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成３２年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【数値目標の設定】

| 項目 | 目標及び考え方 | |
|---|---|---|
| 児童発達支援センターの設置（圏域での設置含む） | １か所 | 高知県立療育福祉センターがその機能を有しているため、圏域での確保はできている。 |
| 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備 | 保育所等訪問支援を実施している。 | |

### イ　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ることとしています。

主として重症心身障害児を対象とする事業所は、圏域内にありますが、町内では整備されていません。今後は、子ども一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービスの提供ができるよう、相談支援専門員と連携を図り支援に努めます。

**国の基本指針**

① 身近な地域で支援が受けられるように、平成３２年度末までに主に重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所及び、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【数値目標の設定】

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 主に重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所の設置（圏域での設置含む） | １か所 | 圏域内では３事業所※が対応している。町内は対応事業所なし。 |
| 主に重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置（圏域での設置含む） | １か所 | 圏域内では５事業所※が対応している。町内は対応事業所なし。 |

※対応事業所数は、平成２９年１２月現在

### ウ　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要であるとして、目標に位置付けました。

本計画では、医療的ケア児の支援者を中心とした協議の場の設置に向けて、協議内容や実施時期について検討していきます。

**国の基本指針**

① 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成３０年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【目標の設定】

| 項目 | 目標 |
|---|---|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 平成３０年度末までに、協議の場の設置に努める。 |

# 2．障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

## （1）訪問系サービス

自宅において訪問による介護や、外出時等に必要な支援を受けられるサービスです。

【サービス概要】

| 給付内容 | 種　別 | 事業内容説明 | 対象者（障害支援区分） |
|---|---|---|---|
| 介護給付 | 居宅介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ） | 身体介護（入浴、排せつ、食事等）や、家事援助（炊事、掃除等）を行います。 | 区分１以上 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 | 区分４以上 |
| | 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援助等の外出支援を行います。 | 身体介護を伴わない場合<br>区分なし<br>身体介護を伴う場合<br>区分２以上 |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 | 区分３以上 |
| | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 | 区分６ |

【評価と見込量】

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 395.75<br>時間/月<br>(27 人) | 389.75<br>時間/月<br>(26 人) | 350.75<br>時間/月<br>(26 人) | 計画値 | 201.5<br>時間/月<br>(17 人) | 188<br>時間/月<br>(16 人) | 188<br>時間/月<br>(16 人) |
| 実　績※ | 239<br>時間/月<br>(18.7 人) | 209<br>時間/月<br>(18.3 人) | 200<br>時間/月<br>18.4 人) | | | | |

※27 年度・28 年度実績：年間の月平均値、29 年度実績：７月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

第４期計画では、利用者の介護保険移行などの理由から微減と見込んでいましたが、利用人数は低く推移しました。

平成３０年度は、実績に基づき２００時間／月程度と見込み、第５期計画においても介護保険移行及び利用者や利用状況により月の利用時間も変化することから、平成３０年度以降の利用人数は微減で推移していくと見込みます。

## （2）日中活動系サービス

障害者等の昼間の活動を支援するサービスです。

【サービス概要】

| 給付内容 | 種　別 | 事業内容説明 | 対象者（障害支援区分） |
|---|---|---|---|
| 介護給付 | 療養介護 | 医療と介護を常に必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 | 区分５以上 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動、又は生産活動の機会を提供します。 | 区分３以上（５０歳以上は区分２以上） |
| | 短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ） | 介護者が病気や休息等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方が対象となります。入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。 | 区分１以上 |

| 給付内容 | 種　別 | 事業内容説明 | 対象者（障害支援区分） |
|---|---|---|---|
| 訓練等給付 | 自立訓練 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>・機能訓練…理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を行います。<br>・生活訓練…食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 | 区分による制限なし |
| | 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 区分による制限なし |
| | 就労継続支援A型 | 企業等での就労が困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な６５歳未満の人に、生産活動等の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 | 区分による制限なし |
| | 就労継続支援B型 | 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 | 区分による制限なし |
| | 就労定着支援（平成30年度から開始されるサービス） | 就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、障害者との相談を通じて課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や指導・助言等の支援を行います。 | 未　定 |

ア　療養介護

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 9人 | 9人 | 9人 | 計画値 | 6人 | 6人 | 7人 |
| 実　績※ | 7.9人 | 6.3人 | 6.0人 | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

第4期計画では、実績に基づき9人の利用を見込むも、平成29年度実績では6人でした。県内の療養介護を実施する機関は3か所で、平成29年度からは、重度心身障害児・者について、県が緊急性を考慮しながら入所調整を開始しています。今後は、利用者数の急激な変化はないことと見込み、第5期計画は、平成32年度で7人の利用を見込みます。

イ　生活介護

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 1,389<br>人日/月<br>(66人) | 1,409<br>人日/月<br>(67人) | 1,428<br>人日/月<br>(68人) | 計画値 | 1,259<br>人日/月<br>(62人) | 1,282<br>人日/月<br>(63人) | 1,305<br>人日/月<br>(64人) |
| 実　績※ | 1,358<br>人日/月<br>(65人) | 1,387<br>人日/月<br>(66人) | 1,361<br>人日/月<br>(65人) | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成30年度の見込量については、平成29年度実績から減少すると見込んでいます。平成31年度以降の見込量については、微増で推移していくと見込みます。

### ウ　短期入所

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 57<br>人日/月<br>(10人) | 47<br>人日/月<br>(9人) | 52<br>人日/月<br>(10人) | 計画値 | 80<br>人日/月<br>(12人) | 80<br>人日/月<br>(12人) | 80<br>人日/月<br>(12人) |
| 実　績※ | 52<br>人日/月<br>(8人) | 81<br>人日/月<br>(9人) | 82<br>人日/月<br>(10人) | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

第4期計画では、利用人数はおおむね見込みどおりの実績となりましたが、利用日数は平成28年度・平成29年度で80人日/月以上となりました。平成30年度以降の見込量については、利用者や利用状況により月の利用時間も変化することから、80人日/月で推移し、利用人数は12人と見込みます。

### エ　自立訓練（機能訓練）

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 8<br>人日/月<br>(1人) | 10<br>人日/月<br>(1人) | 10<br>人日/月<br>(1人) | 計画値 | 69<br>人日/月<br>(3人) | 69<br>人日/月<br>(3人) | 69<br>人日/月<br>(3人) |
| 実　績※ | 0<br>人日/月<br>(0人) | 0<br>人日/月<br>(0人) | 6<br>人日/月<br>(1人) | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成30年度の見込量については、平成29年12月現在の申請実績から利用者2人増加を見込み、平成31年度以降は3人で推移すると見込みます。

### オ　自立訓練（生活訓練）

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 20<br>人日/月<br>(1人) | 20<br>人日/月<br>(1人) | 20<br>人日/月<br>(1人) | 計画値 | 20<br>人日/月<br>(1人) | 20<br>人日/月<br>(1人) | 20<br>人日/月<br>(1人) |
| 実　績※ | 30<br>人日/月<br>(2人) | 27<br>人日/月<br>(2人) | 18<br>人日/月<br>(1人) | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成30年度以降の見込量については、平成29年度の利用者及び量を勘案して見込みます。

### カ　就労移行支援

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 22<br>人日/月<br>(1人) | 44<br>人日/月<br>(2人) | 66<br>人日/月<br>(3人) | 計画値 | 91<br>人日/月<br>(5人) | 91<br>人日/月<br>(5人) | 101<br>人日/月<br>(6人) |
| 実　績※ | 98<br>人日/月<br>(8人) | 106<br>人日/月<br>(6人) | 94<br>人日/月<br>(5人) | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成30年度の見込量については、平成29年度の利用者及び量を勘案して見込み、平成30年度以降の見込量については、微増で推移すると見込みます。

### キ　就労継続支援Ａ型（雇用型）

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 342<br>人日/月<br>(16 人) | 365<br>人日/月<br>(17 人) | 345<br>人日/月<br>(16 人) | 計画値 | 230<br>人日/月<br>(11 人) | 253<br>人日/月<br>(12 人) | 276<br>人日/月<br>(13 人) |
| 実　績※ | 237<br>人日/月<br>(12 人) | 232<br>人日/月<br>(11 人) | 216<br>人日/月<br>(11 人) | | | | |

※27 年度・28 年度実績：年間の月平均値、29 年度実績：７月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成３０年度以降の見込量としては、微増で推移すると見込みます。

### ク　就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 1,392<br>人日/月<br>(78 人) | 1,479<br>人日/月<br>(83 人) | 1,568<br>人日/月<br>(87 人) | 計画値 | 1,606<br>人日/月<br>(91 人) | 1,621<br>人日/月<br>(92 人) | 1,629<br>人日/月<br>(93 人) |
| 実　績※ | 1,374<br>人日/月<br>(81 人) | 1,465<br>人日/月<br>(85 人) | 1,614<br>人日/月<br>(90 人) | | | | |

※27 年度・28 年度実績：年間の月平均値、29 年度実績：７月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

第４期計画では、本サービスの利用者は増加傾向と見込んでいました。

平成３０年度以降の見込量については、今後も増加すると見込みます。

ケ　就労定着支援

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | － | － | － | 計画値 | 2 人/月 | 2 人/月 | 2 人/月 |
| 実　績 | － | － | － | | | | |

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成３０年度から新たに実施される本サービスは、平成２９年度において、就労移行支援を利用している人数のうち、一般就労に移行した実績人数に基づき利用者を見込みました。

## （3）居住系サービス

グループホームや入所施設で受けられるサービスです。

【サービス概要】

| 給付内容 | 種　別 | 事業内容説明 | 対象者（障害支援区分） |
|---|---|---|---|
| 介護給付 | 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | 〈生活介護を併せて実施する場合〉<br>区分４以上<br>（５０歳以上は区分３以上） |
| | 自立生活援助<br>（平成30年度から開始されるサービス） | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人に、定期的に居宅を訪問し、日常生活上の課題や問題等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談要請に随時対応します。 | 未　定 |
| 訓練等給付 | 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。 | 区分による制限なし |

### ア　施設入所支援

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 50<br>人/月 | 51<br>人/月 | 50<br>人/月 | 計画値 | 51<br>人/月 | 52<br>人/月 | 52<br>人/月 |
| 実　績※ | 50<br>人/月 | 51<br>人/月 | 51<br>人/月 | | | | |

※27年度・28年度実績：各年度３月分、29年度実績：29年７月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

計画の基本目標のとおり、施設入所者の地域支援への移行を進めます。

### イ　共同生活援助（グループホーム）

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 44<br>人/月 | 45<br>人/月 | 49<br>人/月 | 計画値 | 44<br>人/月 | 44<br>人/月 | 46<br>人/月 |
| 実　績※ | 42<br>人/月 | 43<br>人/月 | 44<br>人/月 | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

第4期計画においては、計画値内で利用者が微増しました。今後は、サービス利用者が微増で推移していくと見込まれます。

### ウ　自立生活援助

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | － | － | － | 計画値 | 0<br>人/月 | 1<br>人/月 | 1<br>人/月 |
| 実　績 | － | － | － | | | | |

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成３０年度から新たに実施される本サービスは、グループホームや施設等から単身で地域生活に移行する方が対象で平成３１年度から１人と見込みます。

## （4）相談支援系サービス

自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するサービスです。

【サービス概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 計画相談支援 | サービス支給決定時や変更時にサービス等利用計画案を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。 |
| 地域移行支援 | 施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等、必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | ２４時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた人が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。 |

### ア　計画相談支援

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 68<br>人/月 | 69<br>人/月 | 70<br>人/月 | 計画値 | 32<br>人/月 | 33<br>人/月 | 34<br>人/月 |
| 実　績※ | 31<br>人/月 | 28<br>人/月 | 30<br>人/月 | | | | |

※27 年度・28 年度実績：年間の月平均値、29 年度実績：７月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

第４期計画期間中は障害福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての者に計画相談支援が必要になることから、段階的に増加すると見込んでいました。

第５期計画は、月あたりの支給決定件数およびモニタリングの件数を考慮し、平成３０年度は３２人の利用を見込んでいます。その後、サービス利用者は微増していくと見込みます。また、相談支援専門員への支援、研修への参加促進による質の向上に取り組みます。

### イ　地域相談支援（地域移行支援）

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | 1<br>人/月 | 計画値 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | 2<br>人/月 |
| 実　績※ | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | | | | |

※27 年度・28 年度実績：年間の月平均値、29 年度実績：７月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

地域生活に移行するための活動に関して相談サービスを行います。数値目標では、地域生活へ移行する人を１人としておりますが、第５期計画では、平成３２年度に施設入所から地域生活移行者及び、入院中の精神障害者の退院に際したサービス利用を想定し、２人の利用を見込みます。

### ウ　地域相談支援（地域定着支援）

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | 1<br>人/月 | 計画値 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 |
| 実　績※ | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | 0<br>人/月 | | | | |

※27 年度・28 年度実績：年間の月平均値、29 年度実績：７月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

数値目標では、地域生活へ移行する人を１人としております。第５期計画では、入所施設等から単身で地域生活に移行する人は想定せず、利用人数は０人と見込みます。

## （5）障害児支援系サービス

障害のある子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう、できるだけ早い時期から、子どもや家族にとってより身近な地域で相談支援やサービスが受けられるよう支援を行います。

障害児支援には、障害児通所支援、障害児相談支援、障害児入所支援があり、障害児通所支援の４種類と障害児相談支援は町が、障害児入所支援は県が実施しています。

【サービス概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 児童発達支援<br>（未就学児） | 日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス<br>（就学児） | 放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。 |
| 医療型児童発達支援<br>（未就学児） | 日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援<br>（未就学児）<br>（平成30年度から開始されるサービス） | 重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 障害のある子どもが通う保育所、幼稚園等へ出向き、本人や訪問先保育所等のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | サービス支給決定時や変更時にサービス等利用計画案を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。 |

（障害児通所支援、障害児相談支援）

【評価と見込量】

| 年度 | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 児童発達支援（未就学児） | 計画値 | 7人<br>46人日/月 | 7人<br>33人日/月 | 8人<br>40人日/月 | 計画値 | 10人<br>26人日/月 | 10人<br>32人日/月 | 10人<br>35人日/月 |
| | 実　績※ | 10人<br>45人日/月 | 7人<br>17人日/月 | 7人<br>21人日/月 | | | | |
| 放課後等デイサービス（就学児） | 計画値 | 23人<br>152人日/月 | 29人<br>192人日/月 | 32人<br>217人日/月 | 計画値 | 25人<br>149人日/月 | 27人<br>150人日/月 | 28人<br>153人日/月 |
| | 実　績※ | 17人<br>109人日/月 | 21人<br>136人日/月 | 24人<br>143人日/月 | | | | |
| 医療型児童発達支援 | 計画値 | 0人 | 0人 | 0人 | 計画値 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 実　績※ | 1人 | 2人 | 1人 | | | | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 計画値 | ― | ― | ― | 計画値 | 1人<br>4人日/月 | 1人<br>4人日/月 | 1人<br>4人日/月 |
| | 実　績※ | ― | ― | ― | | | | |
| 保育所等訪問支援 | 計画値 | 3人 | 4人 | 5人 | 計画値 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 実　績※ | 1人 | 1人 | 0人 | | | | |
| 障害児相談支援 | 計画値 | 7人 | 8人 | 9人 | 計画値 | 10人 | 11人 | 11人 |
| | 実　績※ | 7人 | 9人 | 10人 | | | | |

※27年度・28年度実績：年間の月平均値、29年度実績：7月までの月平均値

【サービスの見込量の考え方と方策】

現在の実績や、乳幼児健診での発達障害の早期発見や早期支援のため、今後は増加していくと見込みます。

障害児相談支援については、利用者のニーズにあった利用計画が作成されるよう相談支援専門員へ支援を行います。また、障害児通所支援を含め、事業者が参入しやすい環境づくりに取り組みます。

## 3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業の目的は、障害のある人の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することです。

地域生活支援事業は、必須事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業）とその他の事業で構成されています。

### （1）必須事業

#### ア　理解促進研修・啓発事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。 |

町では、地域の理解促進は重要と考えており、広報活動を中心に講演会や障害のある人と実際にふれあうイベント開催等を実施もしくは実施に向けた検討をします。また、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を目指します。

#### イ　自発的活動支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 自発的活動支援事業 | 障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。 |

町では、障害のある人を含めた地域における災害対策活動をはじめ、地域で障害のある人やその家族が孤立することがないよう実施に向けた検討をします。

### ウ　相談支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センター等に、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置等することにより、相談支援機能の強化を図ります。 |
| 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） | 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。 |

（ア）基幹相談支援センター等機能強化事業

町では、基幹相談支援センターを設置していないため、一般的な相談支援事業の中で、専門的な支援を要するケースについては、各関係機関と委託事業者と町の保健師等の専門職員が連携しながら、適切かつ円滑な支援が出来るよう努めています。

（イ）住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

本事業については、一般的な相談支援事業の中で対応しています。

### エ　成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。 |

町では、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 0人/年 | 1人/年 | 1人/年 | 計画値 | 1人/年 | 1人/年 | 1人/年 |
| 実　績 | 0人/年 | 1人/年 | 0人/年※ | | | | |

※29年度実績：実績見込み

### オ　成年後見制度法人後見支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。 |

町では、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、その活動について支援していきます。

また、市民後見人の活用も検討していきます。

### カ　意思疎通支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支援が必要な障害のある人等に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。 |

町では、（社）高知県聴覚障害者協会に手話通訳者、（社）小高坂更正センターに要約筆記者の派遣を、それぞれ委託する形態で事業を実施しています。

なお、利用者の自己負担はありません。

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 6人/年 | 6人/年 | 6人/年 | 計画値 | 3人/年 | 3人/年 | 3人/年 |
| 実　績 | 1人/年 | 1人/年 | 2人/年※ | | | | |

※29年度実績：実績見込み

## キ　日常生活用具給付等事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 日常生活用具給付等事業 | 自立した日常生活を支援するため、障害のある人等の特性に応じた用具の給付を行います。 |

町では、日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、次の６種の用具等を給付します。

利用に関する自己負担は原則１割ですが、利用者本人及び配偶者が市町村民税非課税の場合については、自己負担はありません。

在宅で生活している人への情報提供だけでなく、施設、病院等から地域へ帰る人がスムーズに地域移行できるよう支援を行っていきます。

（ア）介護・訓練支援用具

障害のある人等の身体介護を支援する用具や、障害のある子ども等が訓練に用いるいす等です。

（イ）自立生活支援用具

障害のある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

（ウ）在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等の、障害のある人等の在宅療養等を支援する用具です。

（エ）情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障害のある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。

（オ）排泄管理支援用具

直腸機能等に障害のある人等の排泄管理を支援するストマ用装具等の衛生用品です。

（カ）住宅改修費（居宅生活動作補助用具）

下肢機能等に障害のある人等の居宅生活活動等を円滑にする手すり等の用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの及びそれに関連して必要となる住宅改修です。

【評価と見込量】

| | | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 計画値 | 1人/年 | 1人/年 | 1人/年 | 計画値 | 1人/年 | 1人/年 | 1人/年 |
| | 実　績 | 3人/年 | 0人/年 | 1人/年※ | | | | |
| 自立生活支援用具 | 計画値 | 3人/年 | 3人/年 | 3人/年 | 計画値 | 6人/年 | 6人/年 | 6人/年 |
| | 実　績 | 9人/年 | 4人/年 | 9人/年※ | | | | |
| 在宅療養等支援用具 | 計画値 | 2人/年 | 2人/年 | 2人/年 | 計画値 | 1人/年 | 1人/年 | 1人/年 |
| | 実　績 | 1人/年 | 3人/年 | 1人/年※ | | | | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 計画値 | 6人/年 | 6人/年 | 6人/年 | 計画値 | 2人/年 | 2人/年 | 2人/年 |
| | 実　績 | 3人/年 | 4人/年 | 0人/年※ | | | | |
| 排泄管理支援用具 | 計画値 | 500人/年 | 500人/年 | 500人/年 | 計画値 | 625人/年 | 625人/年 | 625人/年 |
| | 実　績 | 541人/年 | 621人/年 | 620人/年※ | | | | |
| 居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 計画値 | 2人/年 | 2人/年 | 2人/年 | 計画値 | 1人/年 | 1人/年 | 1人/年 |
| | 実　績 | 1人/年 | 0人/年 | 1人/年※ | | | | |

※29年度実績：実績見込み

### ク　手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。 |

町では、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成については必要に応じて、実施を検討します。

### ケ　移動支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な方の外出時の移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。 |

屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出の支援を行うことにより、地域で自立生活や社会参加することを支援しています。

町では、派遣時間は、月に１０時間を限度とし、利用に関する自己負担は原則１割です。委託事業者は、町内及び近隣市町村に所在する外出介護事業者です。

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 11 人/年（640 時間/年） | 11 人/年（640 時間/年） | 11 人（640 時間/年） | 計画値 | 14 人/年（640 時間/年） | 14 人/年（640 時間/年） | 14 人/年（640 時間/年） |
| 実　績 | 12 人/年（492.5 時間/年） | 13 人/年（673.5 時間/年） | 13 人/年（614.5 時間/年）※ | | | | |

※29 年度実績：実績見込み

## コ　地域活動支援センター機能強化事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 通所による創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、多様な活動の場の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援します。 |

障害のある人等の地域生活支援の促進を図るため、基礎的事業※を含め、本事業の実施を必要に応じ、検討していきます。

（ア）　地域活動支援センターⅠ型

専門職員を配置し、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害理解のための普及啓発等の事業を実施するもの。

（イ）　地域活動支援センターⅡ型

雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するもの。

（ウ）　地域活動支援センターⅢ型

地域の障害のある人のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られているもの。

---

用　語　解　説

※　基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業（障害者総合支援法第８０条第１項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営基準を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。

## （2）その他事業（任意事業）

### ア　福祉ホーム事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 福祉ホーム事業 | 現に住宅を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することより、障害のある人の地域生活を支援します。 |

町ではこの事業を１事業所に委託して行っており、各年度１人の利用を見込みます。

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | １か所<br>１人 | １か所<br>１人 | １か所<br>１人 | 計画値 | １か所<br>１人 | １か所<br>１人 | １か所<br>１人 |
| 実　績※ | １か所<br>１人 | １か所<br>１人 | １か所<br>１人※ | | | | |

※27 年度・28 年度実績：１月の実利用者数及び実施か所数、29 年度実績：実績見込み

### イ　日中一時支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 日中一時支援事業 | 障害のある人の日中における活動の場を確保して、一時的に施設に預けることによって、障害のある人を日常介護している家族の負担を一時的に軽減します。 |

第５期計画は平成２９年度利用状況から８か所、９人の利用と見込みます。

【評価と見込量】

| | 第４期計画 | | | 第５期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
| 計画値 | 6 か所<br>9 人 | 6 か所<br>9 人 | 6 か所<br>9 人 | 計画値 | 8 か所<br>9 人 | 8 か所<br>9 人 | 8 か所<br>9 人 |
| 実　績※ | 5 か所<br>7 人 | 4 か所<br>7 人 | 8 か所<br>9 人 | | | | |

※27 年度・28 年度実績：１月の実利用者数及び実施か所数、29 年度実績：実績見込み

### ウ　生活支援事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 生活支援事業 | パソコン教室等の活動を通じて、障害のある人の日常生活上に必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図ります。 |

本事業は、第４期計画では年間９３回開催と見込んでいました。第５期計画では平成２９年度実績見込みと同量の開催回数を見込みます。事業は「いの町身体障害者連盟」に委託して実施しています。

【評価と見込量】

| | 第4期計画 | | | 第5期計画 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 計画値 | 14人<br>93回 | 14人<br>93回 | 14人<br>93回 | 計画値 | 14人<br>93回 | 14人<br>93回 | 14人<br>93回 |
| 実　績※ | 12.6人<br>90回 | 12.5人<br>90回 | 14人<br>93回 | | | | |

※27年度・28年度実績：1回あたりの参加人数（3月の平均数）及び1年間の開催回数

※29年度実績：実績見込み

## エ　社会参加促進事業

【事業概要】

| 種　別 | 事業内容説明 |
|---|---|
| 社会参加促進事業 | 障害のある人に対して社会参加の促進の観点から、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。 |

本事業は、スポーツ・レクリエーション活動として教室や大会開催などを「いの町身体障害者連盟」に委託して実施しています。その他「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」や精神障害のある人を対象に精神デイケア（2回/月）などを実施し、障害のある人の社会参加の促進を図っていきます。

# 参考資料

## １．計画策定経過

○ニーズ調査実施
（Ｈ２９．９．８～９．２２）
・調査対象者数 ２８１名（うち回答者１１８名）

○第１回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
（Ｈ２９．１０．２６）
・障害者等の現状について
・障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の概要について
・平成３０年度に向けた法改正について

○第２回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
（Ｈ２９．１１．２２）
・ニーズ調査結果等について
・第３期いの町障害者計画施策体系（案）について

○第３回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
（Ｈ２９．１２．２０）
・第３期いの町障害者計画素案について
・第５期いの町障害福祉計画・第１期障害児福祉計画素案について

○第１回いの町地域自立支援協議会
（Ｈ３０．１．１６）
・第３期いの町障害者計画素案について
・第５期いの町障害福祉計画・第１期障害児福祉計画素案について

○第４回いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
（Ｈ３０．１．２６）
・第３期いの町障害者計画案について
・第５期いの町障害福祉計画・第１期障害児福祉計画案について

○パブリックコメント募集
（平成３０．２．○○～２．○○）

## ２．いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条の規定に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法第３３条の２０第１項の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、いの町障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　関係団体の代表者

（３）　町民代表者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　その他町長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から３年とする。ただし、町長が必要と認める場合は、また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員が委嘱されたときにおける身分を喪失したときは、委員を辞したものとみなす。

３　委員の再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集し、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、ほけん福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１８年１０月１７日から施行し、同年１０月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行後、初めて招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長がこれを招集し、委員長が選出されるまでその議長となる。

改正文（平成２０年８月２７日告示第６２号抄）

平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年３月２３日告示第１５号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１１月１４日告示第９１号）

この告示は、平成２３年１１月１４日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日告示第３８号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３０日告示第２０号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

第３条関係委員

（1）　学識経験者

| | |
|---|---|
| 吾川郡医師会幹事 | 國行　陸海 |
| 仁淀病院医師 | 倉繁　迪 |

（2）　関係団体の代表者

| | |
|---|---|
| 身体障害者連盟 | 片岡　卓宏 |
| 手をつなぐ育成会（知的障害者家族会） | 津野　義久 |
| まごころ会（精神障害者家族会） | 宇賀　末弘 |
| 就労継続支援Ｂ型事業所「なのはな」 | 尾﨑　隆洋 |
| 作業所ららら | 早藤　久美子 |
| 障害者相談員 | 土居　佐代子 |
| 社会福祉協議会 | 伊吹　真由 |
| 県立日高養護学校 | 渡辺　豊年 |

（3）　町民代表者

| | |
|---|---|
| | 津賀　公子 |
| | 和田　守 |
| | 杉本　寛子 |

（4）　関係行政機関の職員

| | |
|---|---|
| 中央西福祉保健所 | 濵田　純 |

（敬称略、順不同）

## ３．いの町地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が地域で安全に、生き生きとした生活が送れるよう相談支援体制を強化し、保健、医療、福祉、教育及び就労等の関係機関と連携し、総合的、継続的なシステムづくりのため定期的に協議することを目的として、いの町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　委託相談支援事業者の事業計画等の評価等に関すること

（２）　困難事例への対応及び困難事例の個別ケア会議に関すること

（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること

（４）　地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること

（５）　いの町障害者計画及びいの町障害福祉計画の進捗状況の評価及び進行管理に関すること

（６）　相談支援事業者の中立、公平性の確保に関すること

（７）　その他町長が必要と認めること

（組織）

第３条　協議会に、全体会議、定例会議及び個別支援会議（専門会議）（以下「個別支援会議」という。）を置く。

２　全体会議の委員は、１５人以内をもって組織し次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（１）　障害者関係団体の代表者

（２）　町民代表者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　企業の代表者

（５）　就労関係機関の代表者

（６）　子育て支援機関の代表者

（７）　教育関係機関等の代表者

（８）　保健・医療・福祉関係者

（９）　障害福祉サービス事業者

（１０）　学識経験者

３　定例会議及び個別支援会議の委員は、前項に定める機関、団体の実務担当者及び障害者等の支援調整に必要な関係者で構成する。

（任期）

第４条　委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長各１名を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、全体会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（全体会議）

第６条　全体会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　全体会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

３　全体会議は、第２条各号に掲げる事項及び課題や施策提案等について、定例会から報告を受け、その対応策等を検討し提言する。

４　全体会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（定例会議）

第７条　定例会議は、次条の規定による個別支援会議の報告、課題の解決にむけて定期的に事務局が召集し、必要な支援について協議するものとする。

２　定例会議は、協議した内容を全体会議へ報告するものとする。

（個別支援会議）

第８条　個別支援会議は、障害者等の自己実現へ向けてのニーズ支援や障害者等の保護者又は障害者等の介護を行う者等の問題解決やサービス利用調整のため必要な関係機関を随時事務局が招集するものとし、障害者等の相談支援専門員が中心となり関係機関が支援を行ううえでの課題整理及び確認を行い、問題解決に向けて協議するものとする。

２　個別支援会議は、次に掲げる支援部会をもって組織する。

（１）　３障害者支援部会

（２）　子ども支援部会

（３）　就労支援部会

（４）　ひきこもり部会

（５）　権利擁護部会（虐待・差別）

（６）　その他

３　個別支援会議は、確認された課題や必要な社会資源等の協議の経過及び結果を定例会議へ報告するものとする。

（守秘義務）

第９条　委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第１０条　町長は、協議会に要する報酬及び費用弁償を、地方自治法第２０３条の２の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（平成１６年いの町条例第３８号）を準用し支給することができる。

（事務局）

第１１条　協議会の事務局は、ほけん福祉課に置く。

（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２１年１１月１日から施行する。

（任期の適用）

２　この告示の施行後、協議会の設立の際に就任した委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日までとする。

（会議の適用）

３　この告示の施行後、初めて招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。

附　則（平成２８年９月３０日告示第１５３号）

この告示は、平成２８年９月３０日から施行する。

## ４．いの町障害者計画及び障害福祉計画策定ワーキングチーム設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条の規定に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法（平成２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項の規定に基づく障害児福祉計画の策定を総合的かつ円滑に行うため、いの町障害者計画及び障害福祉計画策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　チームは、次の事項に関する事務を所掌する。

（１）　いの町障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画に関すること。

（２）　その他計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第３条　チームは、別表に掲げる課等の中からほけん福祉課長が選出し、所管課の所属長が推薦するもの（以下「チーム員」という。）をもって構成する。

２　チームに、チーム長を置き、チーム長は、ほけん福祉課のチーム員をもって充てる。

（会議）

第４条　チームの会議は、チーム長が必要に応じて招集する。

２　チーム長は、必要があるときは、関係職員等の出席を求めることができる。

（任期）

第５条　チーム員の任期は、障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画策定終了までとする。

（庶務）

第６条　チームの庶務は、ほけん福祉課において行う。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関して必要な事項は、チーム長がチーム員に諮って定める。

附　則

この訓令は、平成２４年７月３１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日訓令第５号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３０日訓令第４号）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

| |
|---|
| 総務課、町民課、ほけん福祉課、管財契約課、産業経済課、土木課、環境課、上下水道課、偕楽荘、教育委員会事務局、吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課 |

## 5．いの町障害者指標

### （1）人口

平成29年3月31日現在

| | |
|---|---|
| 総人口 | 23,574 |
| 世帯数 | 10,725 |
| 高齢化率 | 36.5% |

### （2）身体障害者手帳（障害区分・等級別）

平成29年3月31日現在（単位：人）

| 障害区分＼等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障害 | 30 | 27 | 5 | 9 | 22 | 9 | 102 |
| 聴覚障害・平衡機能障害 | 2 | 20 | 10 | 14 | 0 | 20 | 66 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 0 | 1 | 7 | 4 | 0 | 0 | 12 |
| 肢体不自由 | 143 | 132 | 202 | 221 | 70 | 28 | 796 |
| 内部障害 | 251 | 6 | 62 | 181 | 0 | 0 | 500 |
| 合計 | 426 | 186 | 286 | 429 | 92 | 57 | 1,476 |

### （3）身体障害者手帳（障害・年齢別）

平成29年3月31日現在（単位：人）

| 障害区分＼等級 | 18歳未満 | 18歳～64歳 | 65歳以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 視覚障害 | 1 | 20 | 81 | 102 |
| 聴覚障害・平衡機能障害 | 1 | 15 | 50 | 66 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 0 | 3 | 9 | 12 |
| 肢体不自由 | 12 | 144 | 640 | 796 |
| 内部障害 | 0 | 84 | 416 | 500 |
| 合計 | 14 | 266 | 1,196 | 1,476 |

### （4）療育手帳交付（級別）

平成29年3月31日現在（単位：人）

| 等級 | A | A1 | A2 | B | B1 | B2 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 療育手帳交付者 | 4 | 42 | 53 | 1 | 49 | 58 | 207 |

### （5）療育手帳交付（年齢別）

平成29年3月31日現在（単位：人）

| | 18歳未満 | 18歳～64歳 | 65歳以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 療育手帳交付者 | 24 | 156 | 27 | 207 |

### （6）精神障害者保健福祉手帳交付

平成29年3月31日現在（単位：人）

| 等級＼年齢 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代～ | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1級 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 6 | 2 | 16 |
| 2級 | 2 | 7 | 12 | 21 | 24 | 17 | 7 | 90 |
| 3級 | 2 | 5 | 5 | 5 | 3 | 8 | 1 | 29 |
| 合計 | 4 | 13 | 19 | 28 | 30 | 31 | 10 | 135 |

### （7）自立支援医療(精神通院)対象者

平成29年3月31日現在（単位：人）

| | |
|---|---|
| 対象者数 | 284 |

## 6．各種手帳の交付状況

（1）身体障害者手帳交付者数の推移

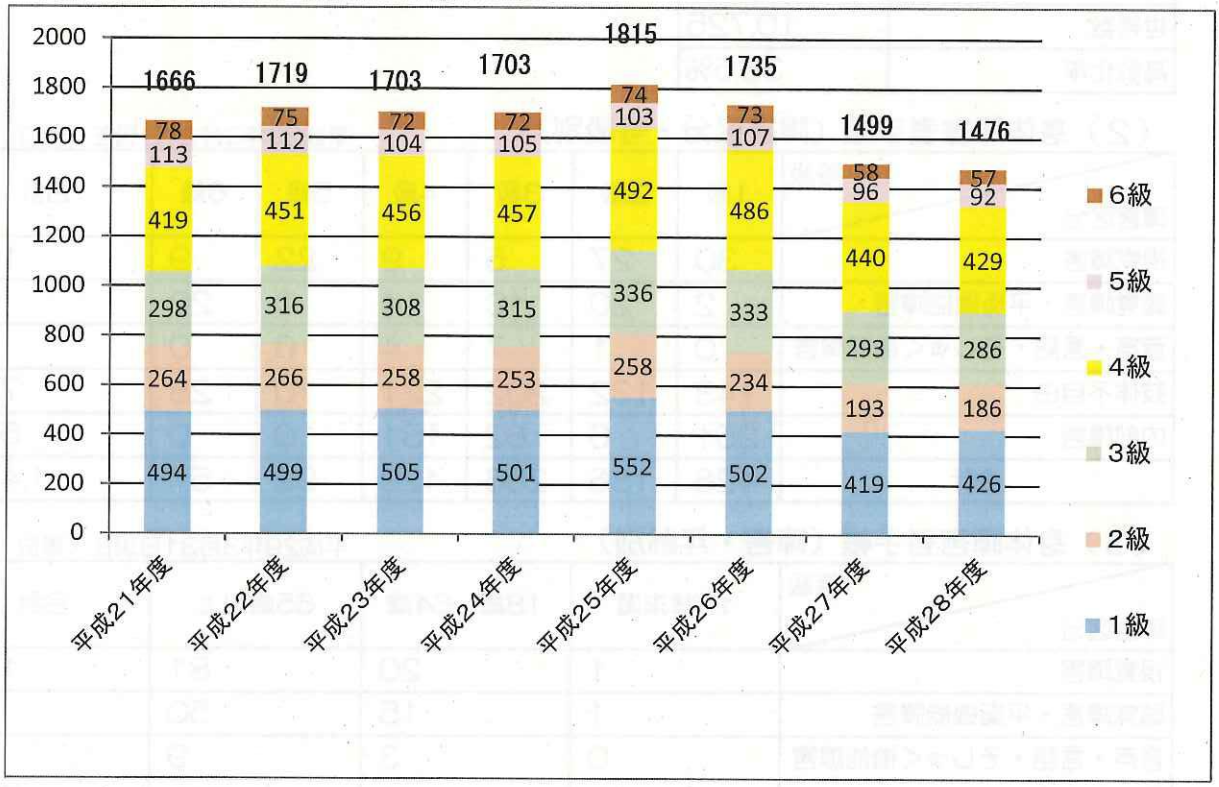


（2）療育手帳交付者数の推移

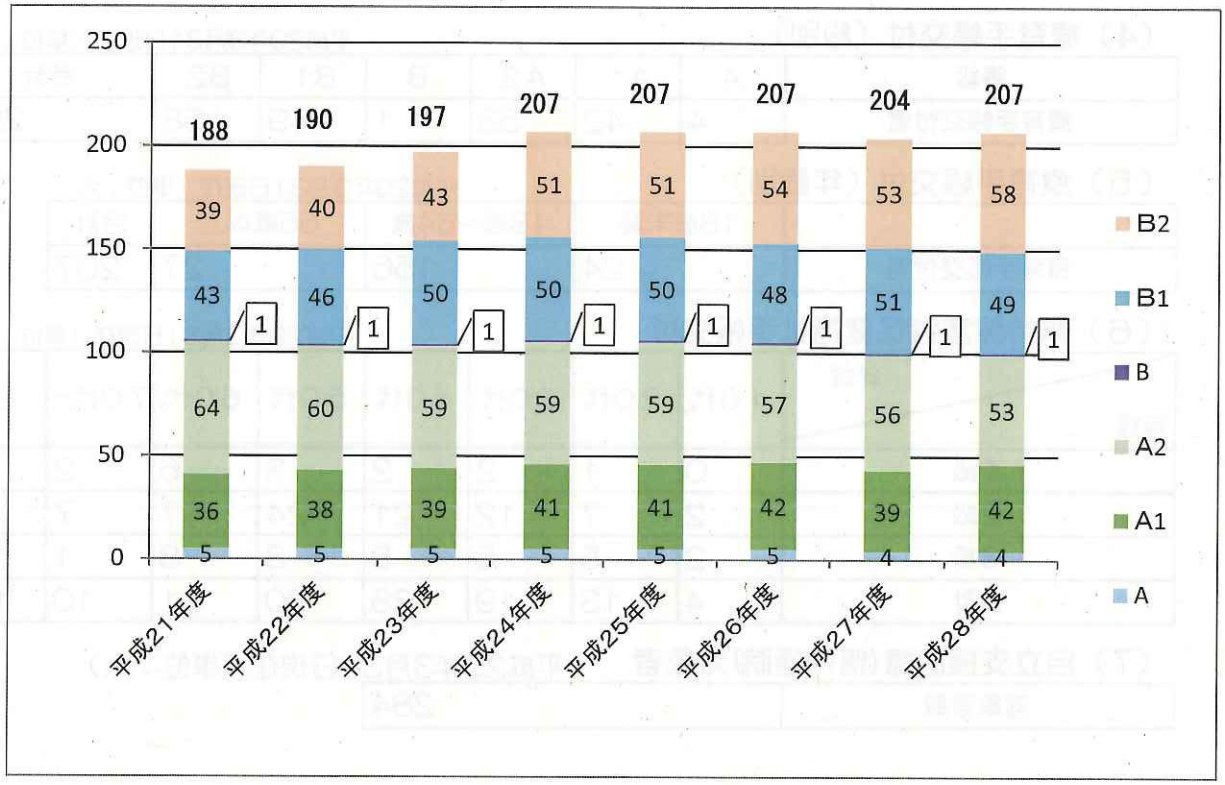

（3）精神保健福祉手帳交付者数の推移

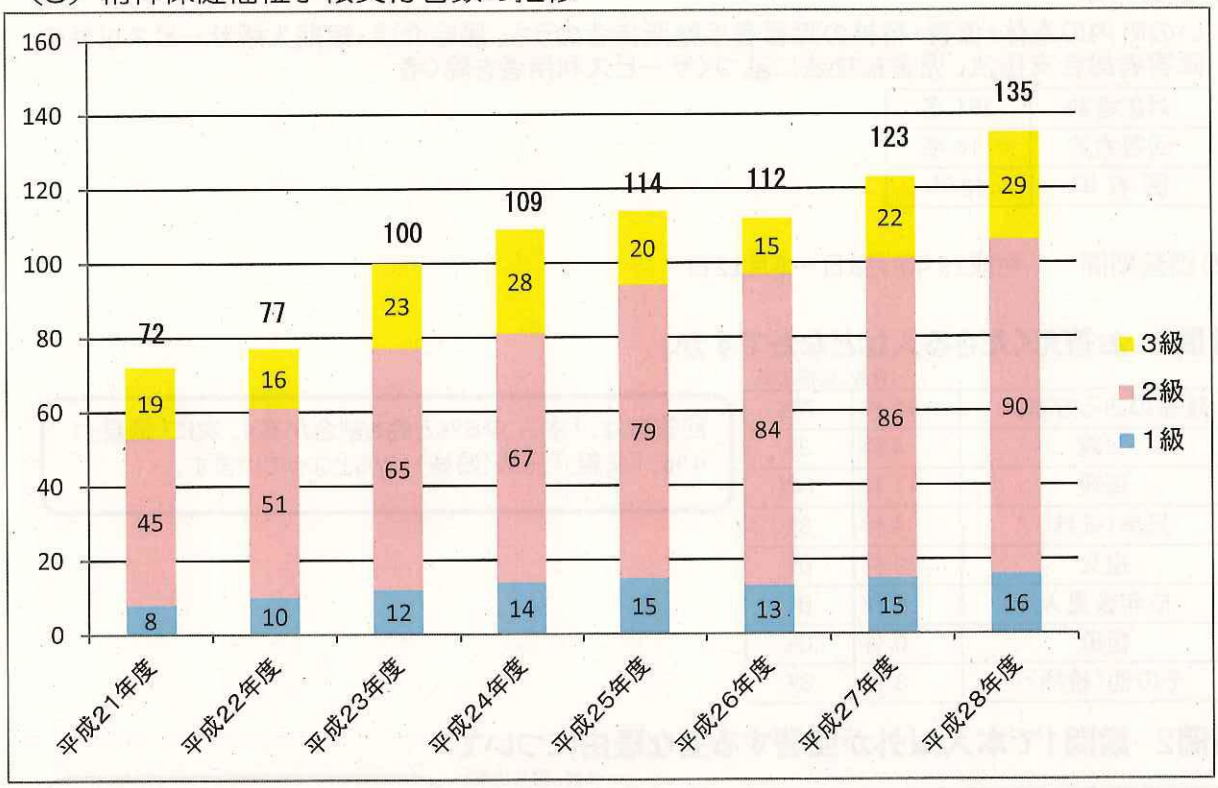


（参考）自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数の推移

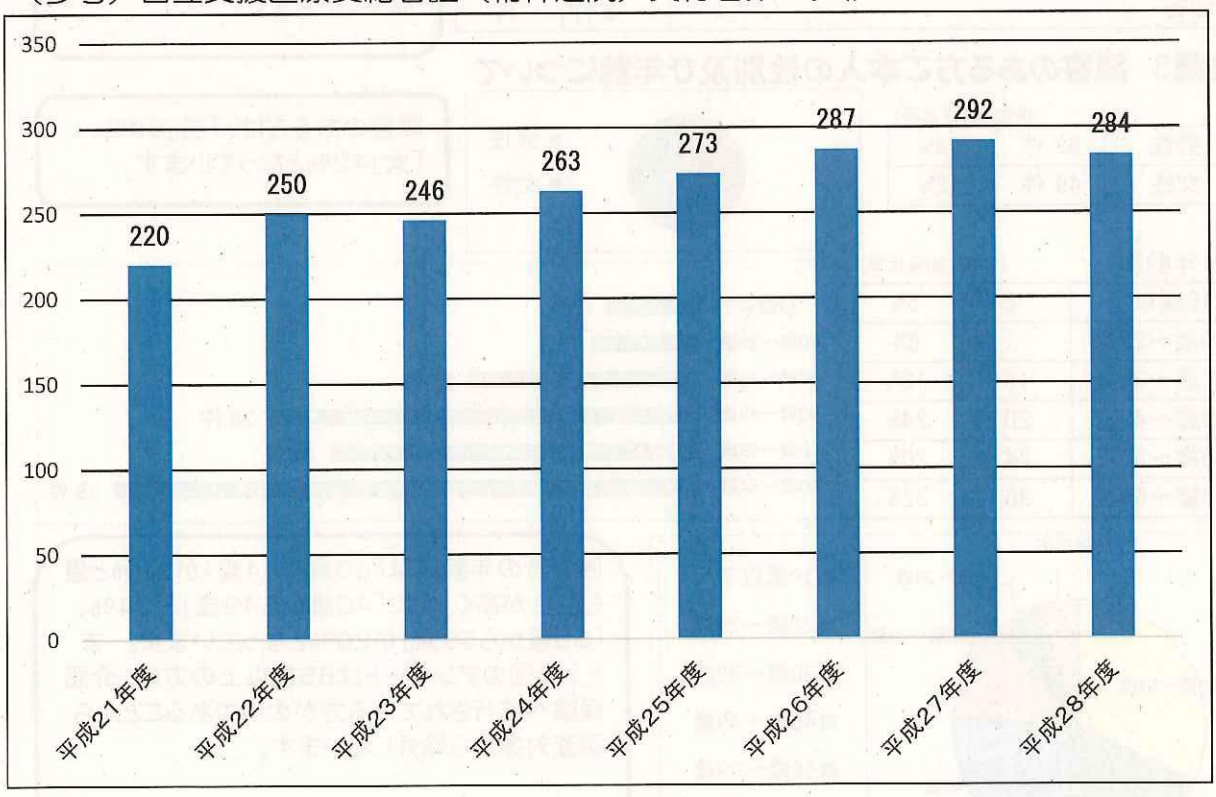

## ５．在宅生活をしている障害のある人へのニーズ調査

(1)調査対象

いの町内の身体・療育・精神の障害者手帳所持者のうち、居宅介護・短期入所サービス以外の障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービス利用者を除く者

| | |
|---|---|
| 対象者数 | 281 名 |
| 回答者数 | 118 名 |
| 回 収 率 | 42.0% |

(2)調査期間　　平成29年9月8日～9月22日

### 設問1　お答えくださる人はどなたですか。

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| 障害のある方本人 | 90 件 | 76% |
| 父親 | 4 件 | 3% |
| 母親 | 17 件 | 14% |
| 兄弟(姉妹) | 4 件 | 3% |
| 祖父 | 0 件 | 0% |
| 成年後見人 | 0 件 | 0% |
| 祖母 | 0 件 | 0% |
| その他(続柄) | 3 件 | 3% |

回答者は、「本人」76%と最も割合が高く、次に「母親」14%、「父親」「兄弟(姉妹)」3%となっています。

### 設問2　設問1で本人以外が回答する主な理由について

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| 設問の趣旨を的確に把握することが難しい | 12 件 | 43% |
| 身体的な障害の状況から回答することが難しい | 6 件 | 21% |
| その他 | 8 件 | 29% |
| 無回答 | 2 件 | 7% |

障害のある方が、「設問の趣旨を的確に把握することが難しい」が43%と最も割合が高くなっています。

### 設問3　障害のある方ご本人の性別及び年齢について

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| 男性 | 69 件 | 58% |
| 女性 | 49 件 | 42% |

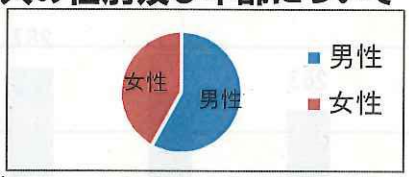


障害のある方は、「男」58%、「女」42%となっています。

(2)年齢別　（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| 19歳以下 | 6 件 | 5% |
| 20歳～29歳 | 7 件 | 6% |
| 30歳～39歳 | 15 件 | 13% |
| 40歳～49歳 | 28 件 | 24% |
| 50歳～59歳 | 24 件 | 20% |
| 60歳～64歳 | 38 件 | 32% |

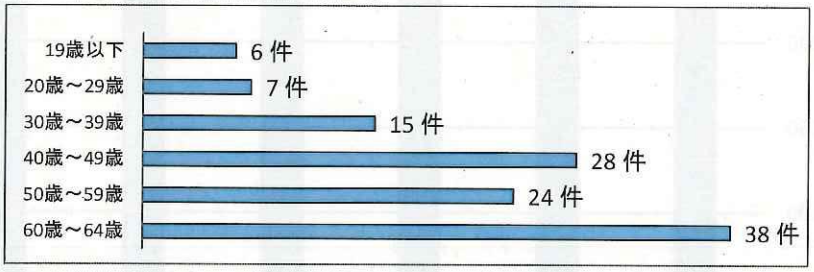


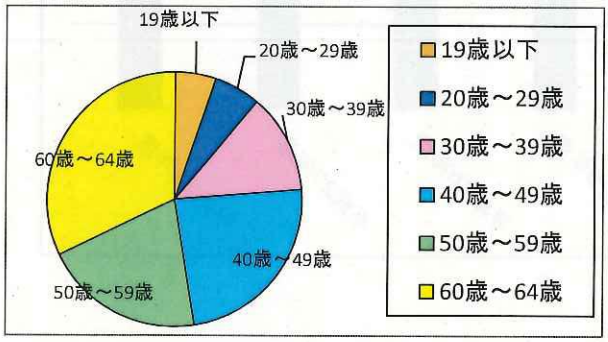


回答者の年齢層は「60歳～64歳」が32%と最も割合が高く、次に「40歳から49歳」が24%、「50歳から59歳」が20%となっています。 また、今回のアンケートは65歳以上の方は、介護保険へ移行されている方が大半であることから調査対象から除外しています。

## 設問4　障害のある方ご本人の障害について（当てはまるものすべて回答）

（件数、回答比率）

| 区　分 | 内　訳 | | | 視覚障害 | 聴覚平衡機能障害 | 音声言語そしゃく機能障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳 | 1級 | 21 件 | 18% | 3 件 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 15 件 | 0 件 |
| | 2級 | 14 件 | 12% | 4 件 | 1 件 | 0 件 | 9 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 3級 | 10 件 | 8% | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 8 件 | 2 件 | 0 件 |
| | 4級 | 15 件 | 13% | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 13 件 | 2 件 | 0 件 |
| | 5級 | 4 件 | 3% | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 6級 | 1 件 | 1% | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 合計 | 65 件 | 55% | | | | | | |
| 療育手帳 | A1 | 3 件 | 3% | | | | | | |
| | A2 | 2 件 | 2% | | | | | | |
| | B1 | 6 件 | 5% | | | | | | |
| | B2 | 11 件 | 9% | | | | | | |
| | 合計 | 22 件 | 19% | | | | | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 | 3 件 | 3% | | | | | | |
| | 2級 | 20 件 | 17% | | | | | | |
| | 3級 | 6 件 | 5% | | | | | | |
| | 合計 | 29 件 | 25% | | | | | | |

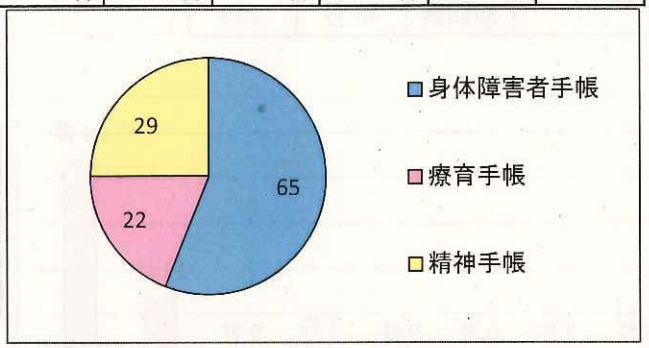


●身体障害者手帳

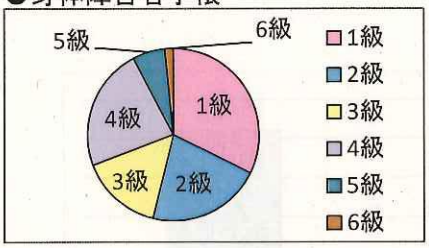


●療育手帳

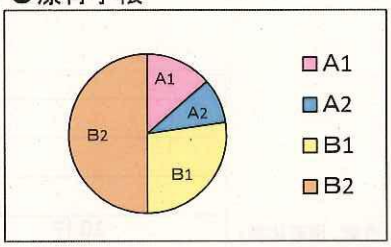


●精神障害者保健福祉手帳

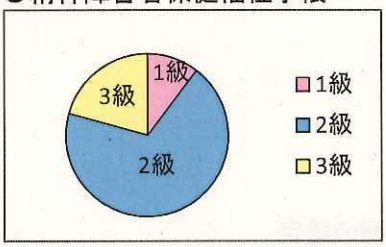


●身体障害者手帳部位内訳

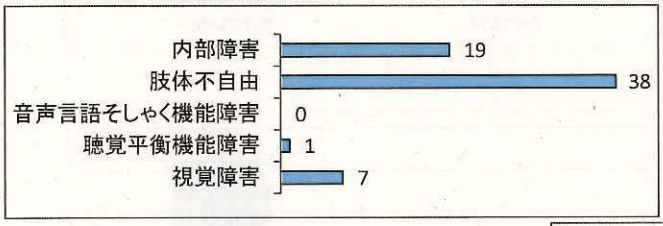


身体障害者手帳55%と最も割合が高く、次に精神障害者保健福祉手帳25%、療育手帳19%となっています。
また、身体障害者手帳の障害部位別の内訳は、「肢体不自由」が58%と最も割合が高くなっています。

●障害基礎年金　（件数、回答比率）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 障害年金（20歳～） | 基礎1級 | 7 件 | 6% |
| | 基礎2級 | 24 件 | 20% |
| | 厚生1級 | 2 件 | 2% |
| | 厚生2級 | 7 件 | 6% |
| | 厚生3級 | 7 件 | 6% |
| | 無 | 70 件 | 59% |

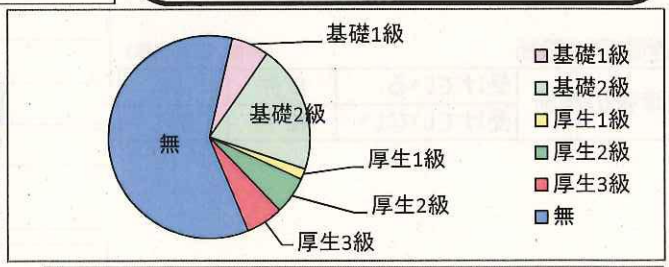


●特別児童扶養手当　（件数、回答比率）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特別児童扶養手当（0歳～19歳） | 1級 | 2 件 | 2% |
| | 2級 | 3 件 | 3% |
| | 無 | 113 件 | 96% |

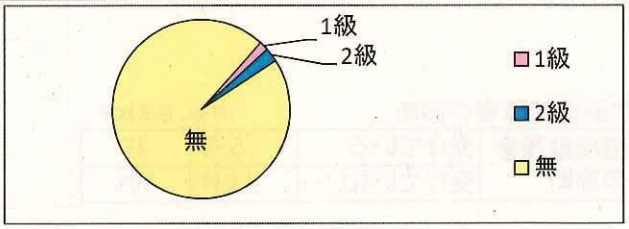


障害基礎年金については、回答者の約4割の人が受給していると回答しています。また、特別児童扶養手当については、回答者中の受給者は5%でした。

●障害支援(程度)区分

(件数、回答比率)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 障害支援(程度)区分 | 区分6 | 0 件 | 0% |
| | 区分5 | 0 件 | 0% |
| | 区分4 | 0 件 | 0% |
| | 区分3 | 0 件 | 0% |
| | 区分2 | 3 件 | 3% |
| | 区分1 | 0 件 | 0% |
| | 非該当 | 27 件 | 23% |
| | 無回答 | 88 件 | 75% |

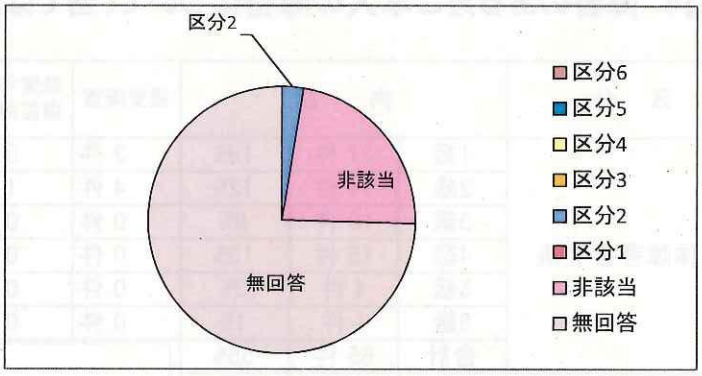


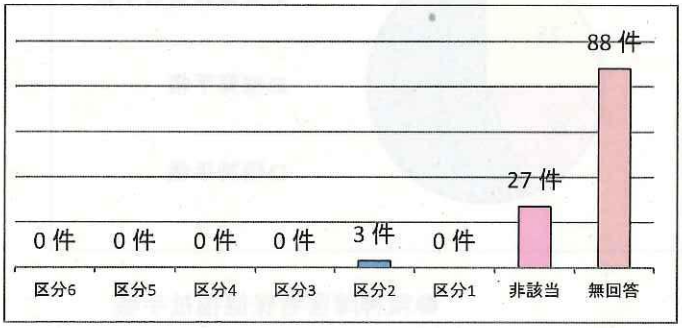


回答者の区分認定を受けている人は、「区分2」のみで3%です。次に区分認定を受けていいない「非該当」が23%となっており、「区分6～3」及び「区分1」は0%でした。

●難病の認定

(件数、回答比率)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 難病の認定 | 受けている | 10 件 | 8% |
| | 受けていない | 42 件 | 36% |

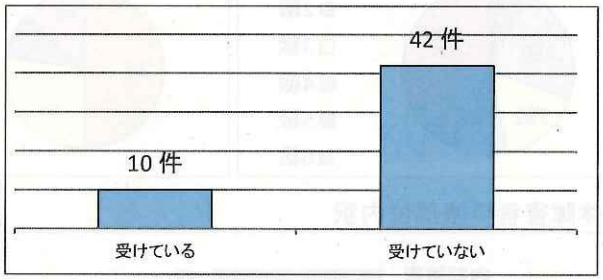


●発達障害の診断

(件数、回答比率)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発達障害の診断 | 受けている | 9 件 | 8% |
| | 受けていない | 42 件 | 36% |

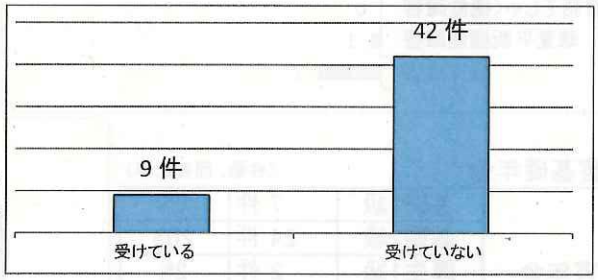


●高次脳機能障害の診断

(件数、回答比率)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 高次脳機能障害の診断 | 受けている | 5 件 | 4% |
| | 受けていない | 43 件 | 36% |

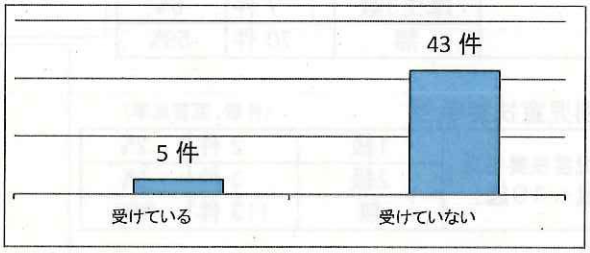

## 設問5　障害のある方ご本人は、誰と生活していますか。
## （当てはまるものすべてに回答）

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| 配偶者 | 34 件 | 29% |
| 子 | 21 件 | 18% |
| 子の配偶者 | 1 件 | 1% |
| 父 | 42 件 | 36% |
| 母 | 54 件 | 46% |
| 兄弟（姉妹） | 14 件 | 12% |
| 祖父 | 1 件 | 1% |
| 祖母 | 5 件 | 4% |
| 孫 | 1 件 | 1% |
| 友人 | 0 件 | 0% |
| 一人暮らし | 12 件 | 10% |
| その他 | 4 件 | 3% |

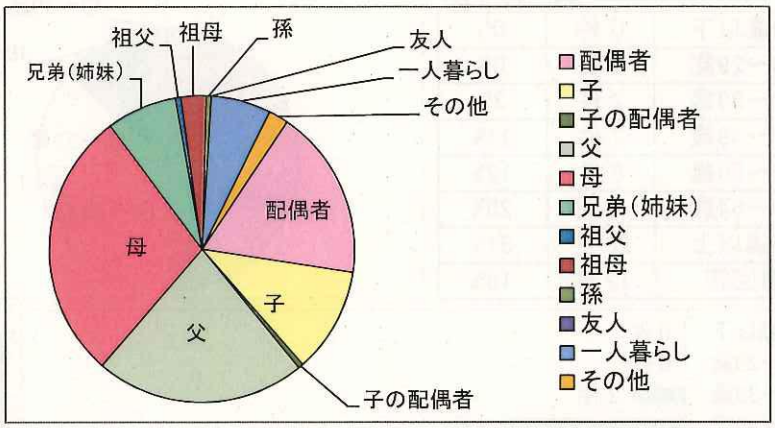


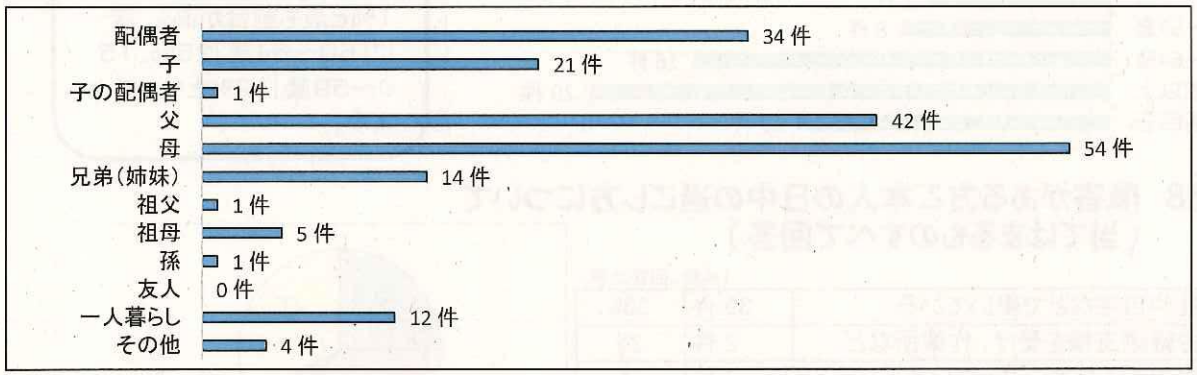


## 設問6　障害のある方ご本人の身の回りのお世話（介護）をする家族の方について
## （当てはまるものにすべてに回答）

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| ①配偶者 | 21 件 | 18% |
| ②子 | 2 件 | 2% |
| ③子の配偶者 | 0 件 | 0% |
| ④父 | 10 件 | 8% |
| ⑤母 | 24 件 | 20% |
| ⑥兄弟（姉妹） | 3 件 | 3% |
| ⑦祖父 | 0 件 | 0% |
| ⑧祖母 | 0 件 | 0% |
| ⑨孫 | 0 件 | 0% |
| ⑩その他 | 5 件 | 4% |
| ⑪介護する人がいない | 4 件 | 3% |
| ⑫介護が不要 | 50 件 | 42% |
| 無回答 | 7 件 | 6% |

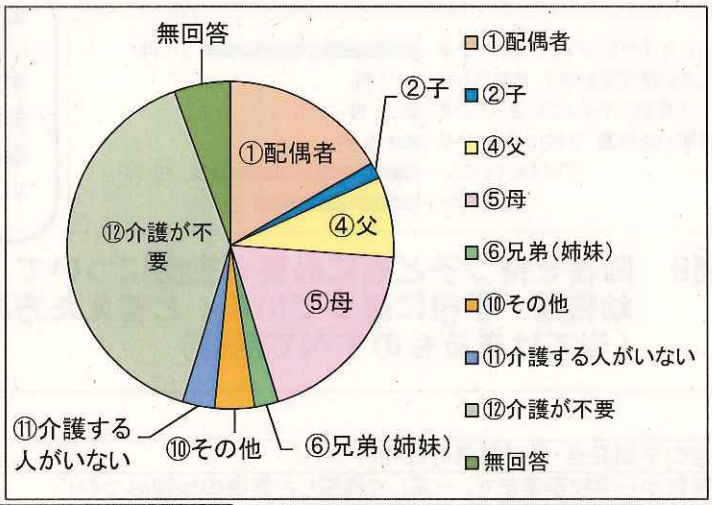


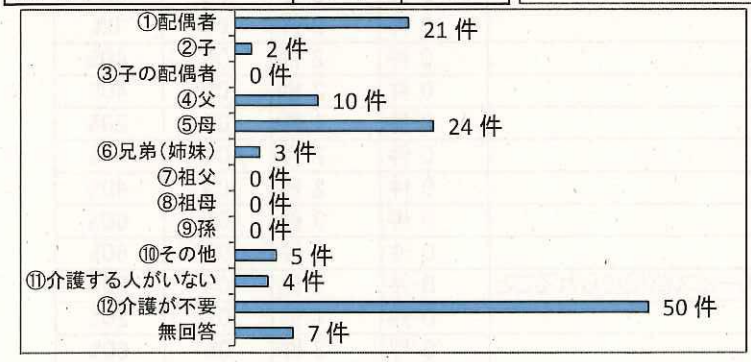


介護をする家族は、「母」が20%と最も割合が高く、次に「配偶者」18%、「父」8%となっています。
家族等が介護をしてくれる人は55%となっている一方で「介護する人がいない」と答えた方は3%となっています。
また、「介護が不要」と答えた方も全体の42%となっています。

## 設問7　お世話(介護)をする方の年齢について(設問6で①～⑩と答えた方のみ回答)

(件数、回答比率)

| | | |
|---|---|---|
| 19歳以下 | 0 件 | 0% |
| 20～29歳 | 0 件 | 0% |
| 30～39歳 | 2 件 | 3% |
| 40～49歳 | 7 件 | 11% |
| 50～59歳 | 8 件 | 12% |
| 60～64歳 | 16 件 | 25% |
| 65歳以上 | 20 件 | 31% |
| 無回答 | 12 件 | 18% |

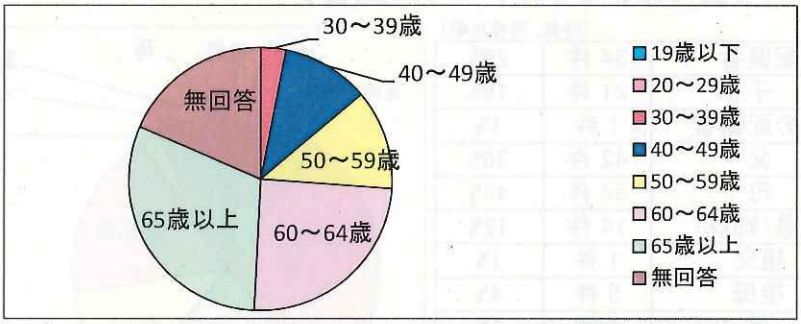


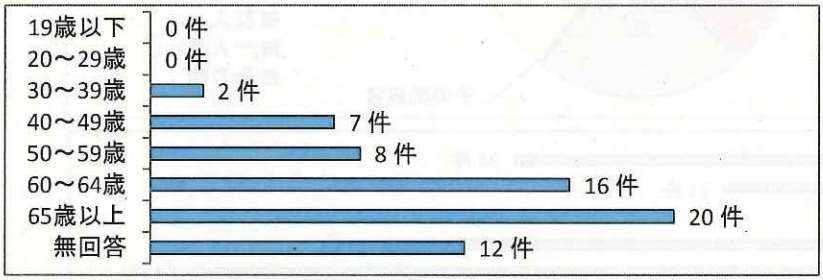


介護者のうち60歳以上の人が全体の55%をしめています。「65歳以上」が31%と最も割合が高く、次に「60～64歳」25%、「50～59歳」12%となっています。

## 設問8　障害がある方ご本人の日中の過ごし方について(当てはまるものすべて回答)

(件数、回答比率)

| | | |
|---|---|---|
| ①会社や自宅などで働いている | 39 件 | 33% |
| ②就労継続支援を受け、作業所など | 2 件 | 2% |
| ③病院のデイケアに通っている | 3 件 | 3% |
| ④保育園や幼稚園、学校に通っている | 5 件 | 4% |
| ⑤何もしていない | 42 件 | 36% |
| ⑥その他 | 30 件 | 25% |

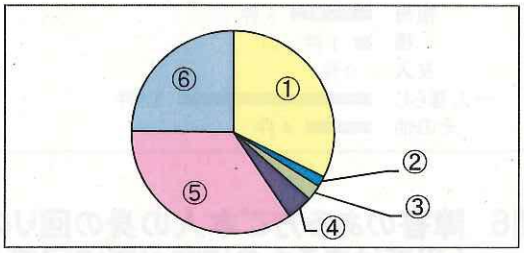


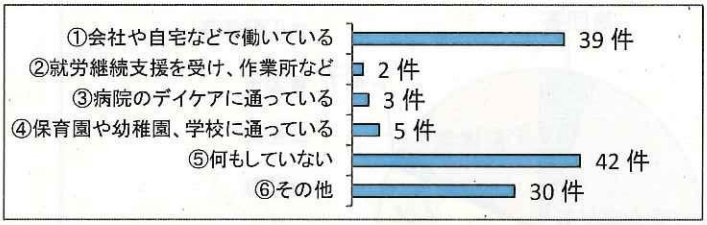


全体の約42%の人が、①～④と回答し、日中は活動をしているとなっています。
また、「その他」の25%については、家事、趣味活動などの回答となっています。

## 設問9　障害を持つ子どもに必要な支援について(設問8で「④保育園や幼稚園、学校に通っている」と答えた方のみ回答)(当てはまるものすべて回答)

(件数、回答比率)

| | 本人 | 家族等 | 本人回答比率 | 家族回答比率 |
|---|---|---|---|---|
| ①障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり | 0 件 | 2 件 | 0% | 40% |
| ②就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり | 0 件 | 3 件 | 0% | 60% |
| ③院内学級と学校(原籍)との連携支援 | 0 件 | 0 件 | 0% | 0% |
| ④保育士等の加配 | 0 件 | 2 件 | 0% | 40% |
| ⑤加配保育士や学校教職員の資質向上 | 0 件 | 2 件 | 0% | 40% |
| ⑥身近な相談窓口の整備 | 0 件 | 1 件 | 0% | 20% |
| ⑦保護者や子ども同士の交流の場づくり | 0 件 | 2 件 | 0% | 40% |
| ⑧通学や通園の援助 | 0 件 | 2 件 | 0% | 40% |
| ⑨放課後の見守り(学童保育など)支援 | 0 件 | 3 件 | 0% | 60% |
| ⑩夏休みなどの長期休暇中の支援 | 0 件 | 3 件 | 0% | 60% |
| ⑪身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること | 0 件 | 1 件 | 0% | 20% |
| ⑫身近な場所で専門的な療育支援が受けられること | 0 件 | 1 件 | 0% | 20% |
| ⑬地域住民の理解や支え合う仕組みづくり | 0 件 | 3 件 | 0% | 60% |
| ⑭その他 | 1 件 | 0 件 | 20% | 0% |

## 設問10　障害のある方ご本人の現在、利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて（当てはまるものすべて回答）

●在宅生活を支援するサービス　（件数、回答比率）

| | 現在利用しているサービス | | 今後利用したいサービス | |
|---|---|---|---|---|
| 利用無し | 67 件 | 57% | — | - |
| ①居宅介護（ホームヘルプ） | 4 件 | 3% | 6 件 | 5% |
| ②重度訪問介護 | 0 件 | 0% | 1 件 | 1% |
| ③同行援護 | 0 件 | 0% | 2 件 | 2% |
| ④行動援護 | 0 件 | 0% | 3 件 | 3% |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 0 件 | 0% | 2 件 | 2% |
| ⑥短期入所（ショートステイ） | 1 件 | 1% | 6 件 | 5% |
| ⑦地域移行支援 | 0 件 | 0% | 0 件 | 0% |
| ⑧地域定着支援 | 0 件 | 0% | 1 件 | 1% |
| ⑨自立生活援助 | 0 件 | 0% | 4 件 | 3% |
| ⑩就労定着支援 | 0 件 | 0% | 5 件 | 4% |
| ⑪共同生活援助（グループホーム） | 0 件 | 0% | 2 件 | 2% |
| ⑫移動支援（ガイドヘルプ） | 0 件 | 0% | 5 件 | 4% |
| ⑬コミュニケーション支援 | 0 件 | 0% | 1 件 | 1% |
| ⑭日中一時支援 | 0 件 | 0% | 7 件 | 6% |
| ⑮児童発達支援 | 1 件 | 1% | 0 件 | 0% |
| ⑯放課後等デイサービス | 0 件 | 0% | 3 件 | 3% |
| ⑰保育所等訪問支援 | 0 件 | 0% | 0 件 | 0% |
| ⑱居宅訪問型児童発達支援 | 0 件 | 0% | 0 件 | 0% |
| ⑲あったかふれあいセンター | 2 件 | 2% | 6 件 | 5% |
| ⑳その他 | 4 件 | 3% | 0 件 | 0% |

その他については、現在利用しているサービスは、「デイサービス利用中」や、「就職相談している」などとなっております。今後利用したいサービスは、日中一時支援が最も多く、7人（6%）となっています。

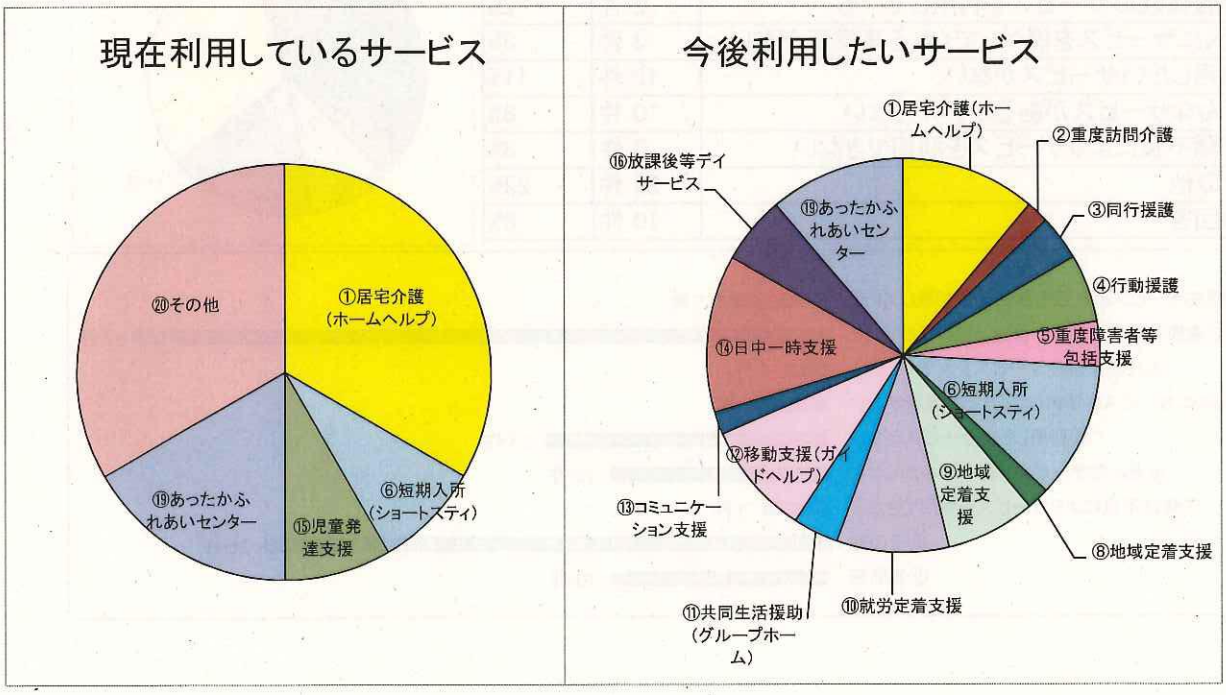

## 設問11　障害のある方ご本人の現在、利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて（当てはまるものすべて回答）

●日中活動を支援するサービス　（件数、回答比率）

| | 現在利用しているサービス | | 今後利用したいサービス | |
|---|---|---|---|---|
| 利用無し | 72 件 | 61% | — | — |
| ①生活介護 | 3 件 | 3% | 4 件 | 3% |
| ②自立訓練（機能訓練） | 2 件 | 2% | 4 件 | 3% |
| ③自立訓練（生活訓練） | 0 件 | 0% | 5 件 | 4% |
| ④就労移行支援 | 0 件 | 0% | 5 件 | 4% |
| ⑤就労継続支援（A型） | 0 件 | 0% | 3 件 | 3% |
| ⑥就労継続支援（B型） | 1 件 | 1% | 6 件 | 5% |
| ⑦療養介護 | 1 件 | 1% | 3 件 | 3% |
| ⑧その他 | 4 件 | 3% | 2 件 | 2% |

⑧その他については、現在利用しているサービスは「病院のデイケア」などとなっています。
今後利用したいサービスは、就労継続支援（B型）が最も多く、6人（5%）となっています。

現在利用しているサービス

今後利用したいサービス

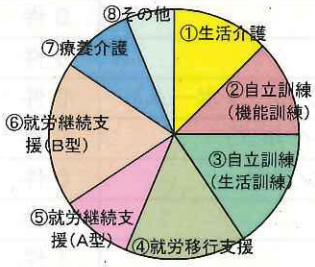


## 設問12　サービスを利用していない理由について

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| ①現在サービスの利用を検討又は相談している | 5 件 | 4% |
| ②家族等が身の回りの世話（介護）をしている | 32 件 | 27% |
| ③介護保険のサービスを利用している | 2 件 | 2% |
| ④近くにサービスを提供してくれる事業所がない | 3 件 | 3% |
| ⑤利用したいサービスがない | 13 件 | 11% |
| ⑥どんなサービスがあるかわからない | 10 件 | 8% |
| ⑦体調不良によりサービスを利用できない | 3 件 | 3% |
| ⑧その他 | 26 件 | 22% |
| ⑨無回答 | 10 件 | 8% |

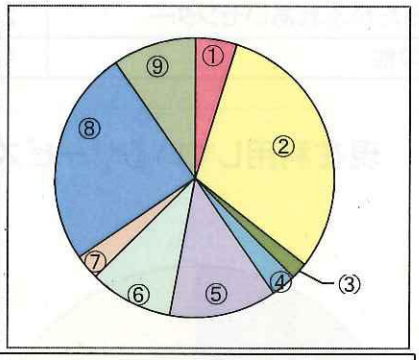


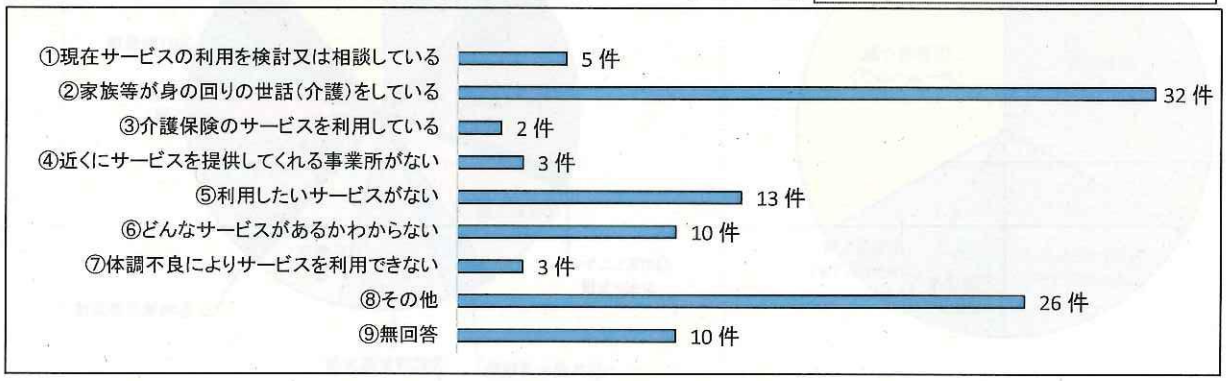

## 設問13　障害のある方ご本人の現在、暮らしてる場所及び、将来暮らしたい場所について（当てはまるものすべて回答）

（1）現在、暮らしている場所

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| ①入所施設 | 1 件 | 1% |
| ②グループホームや福祉ホーム | 0 件 | 0% |
| ③家族又は親戚と一緒に、家又はアパートなど | 93 件 | 79% |
| ④一人暮らし（アパート・マンションなど） | 14 件 | 12% |
| ⑤その他 | 4 件 | 3% |
| ⑥無回答 | 6 件 | 5% |

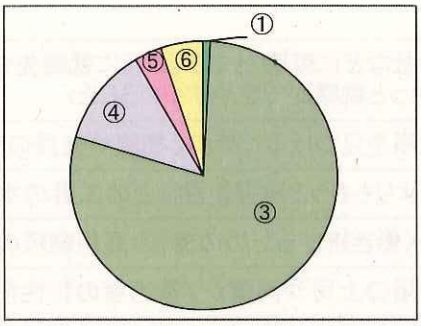


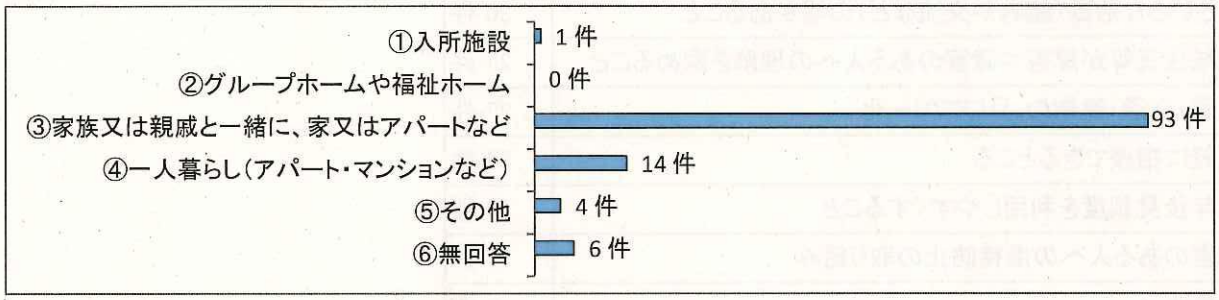


（2）将来、暮らしたい場所

（件数、回答比率）

| | | |
|---|---|---|
| ①入所施設 | 4 件 | 3% |
| ②グループホームや福祉ホーム | 7 件 | 6% |
| ③家族又は親戚と一緒に、家又はアパートなど | 38 件 | 32% |
| ④一人暮らし（アパート・マンションなど） | 8 件 | 7% |
| ⑤わからない（今のところ考えていない） | 24 件 | 20% |
| ⑥その他 | 0 件 | 0% |
| ⑦無回答 | 40 件 | 34% |

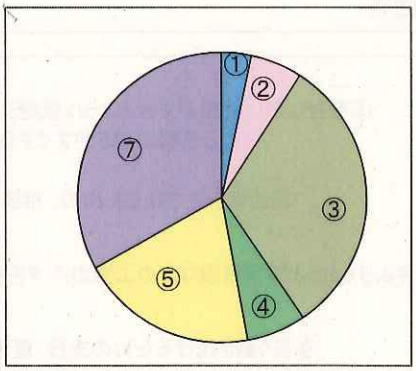


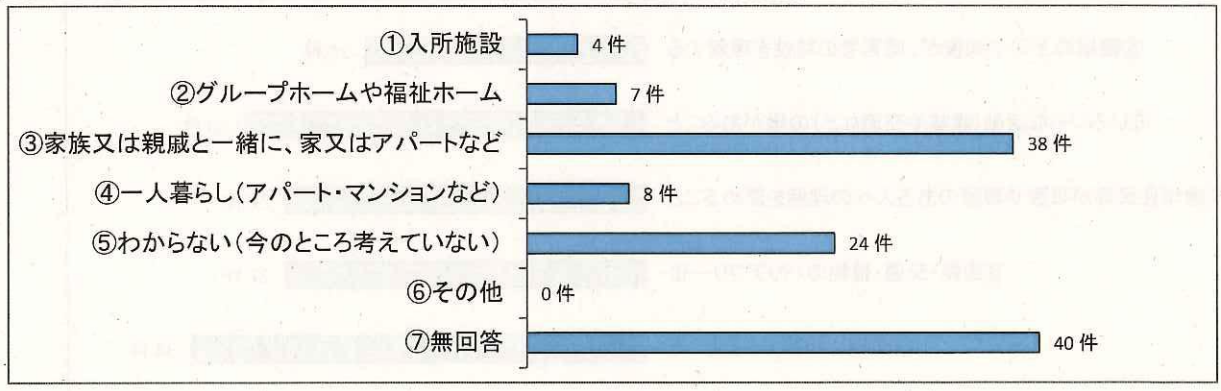

## 設問14　障害のある方が、いの町で安心して生活していくうえで必要だと思うことについて（当てはまるもの3つまで回答）

（件数）
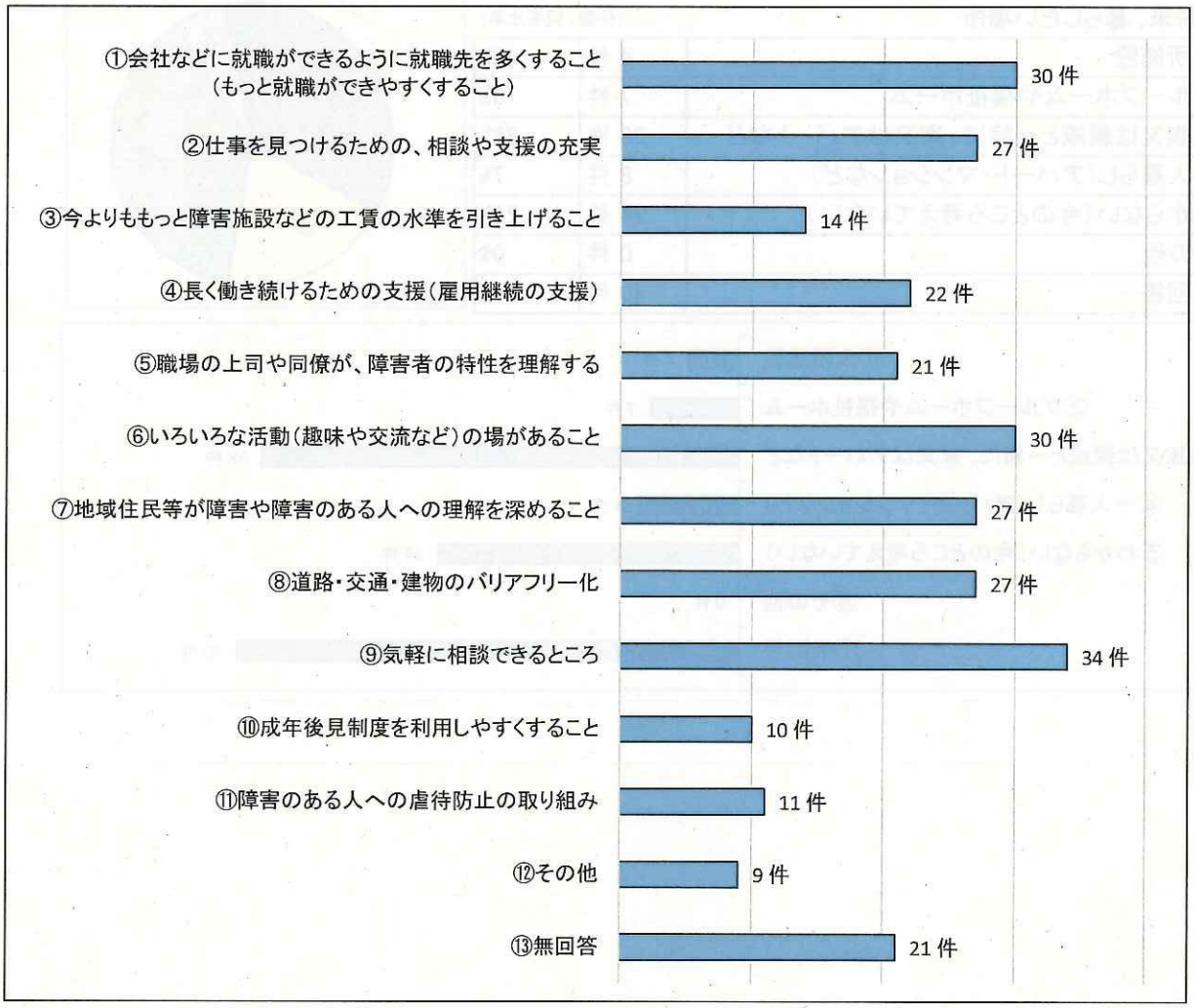
| | |
|---|---|
| ①会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること） | 30 件 |
| ②仕事を見つけるための、相談や支援の充実 | 27 件 |
| ③今よりももっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること | 14 件 |
| ④長く働き続けるための支援（雇用継続の支援） | 22 件 |
| ⑤職場の上司や同僚が、障害者の特性を理解する | 21 件 |
| ⑥いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること | 30 件 |
| ⑦地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること | 27 件 |
| ⑧道路・交通・建物のバリアフリー化 | 27 件 |
| ⑨気軽に相談できるところ | 34 件 |
| ⑩成年後見制度を利用しやすくすること | 10 件 |
| ⑪障害のある人への虐待防止の取り組み | 11 件 |
| ⑫その他 | 9 件 |
| ⑬無回答 | 21 件 |